

令和5年6月定例会

文教警察企業常任委員会会議録

令和5年6月21日・23日

場 所 第3委員会室



令和5年6月21日(水曜日)

午前10時0分開会

会議に付託された議案等

○議案第1号 令和5年度宮崎県一般会計補正  
予算(第2号)

○議案第5号 警察関係使用料及び手数料徴収  
条例の一部を改正する条例

○議案第6号 地方警察職員の特殊勤務手当に  
関する条例の一部を改正する条  
例

○議案第9号 宮崎県高齢者、障がい者等の移  
動等の円滑化の促進に係る信号  
機等に関する基準を定める条例  
の一部を改正する条例

○議案第18号 宮崎県教育振興基本計画の変更  
について

○報告事項

- ・損害賠償額を定めたことについて
- ・令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)  
予算繰越計算書
- ・令和4年度宮崎県公営企業会計(電気事業)  
継続費繰越計算書
- ・令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書
- ・令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書

○その他報告事項

- ・G7宮崎農業大臣会合等に伴う警備諸対策に  
ついて
- ・一ツ瀬県民スポーツレクリエーション施設に  
おける次期指定管理候補者の選定について

○閉会中の継続審査について

出席委員(7人)

委員 長 山内 佳菜子

副 委 員 長 山 内 いっとく  
委 員 西 村 賢  
委 員 日 高 陽 一  
委 員 前屋敷 恵 美  
委 員 齊 藤 了 介  
委 員 井 本 英 雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

警察本部

警 察 本 部 長 山 本 将 之  
警 務 部 長 黒 川 清 彦  
警 務 部 参 事 官 兼 山 崎 猛  
首 席 監 察 官  
生 活 安 全 部 長 迎 修 二  
刑 事 部 長 三 原 健  
交 通 部 長 湯 浅 晴 之  
警 備 部 長 久 留 米 英 樹  
警 務 部 参 事 官 兼 黒 木 真 二  
会 計 課 長  
警 務 部 参 事 官 兼 日 高 貴  
警 務 課 長  
警 務 部 参 事 官 兼 神 村 守 人  
総 合 管 理 課 長  
生 活 安 全 部 参 事 官 兼 室 屋 利 春  
生 活 安 全 少 年 課 長  
総 務 課 長 杉 村 昌 俊  
生 活 環 境 課 長 田 中 宏 光  
サイバー犯罪対策課長 小 野 哲 也  
交 通 規 制 課 長 岩 田 浩 幸  
運 転 免 許 課 長 池 田 健 二

企業局

企 業 局 長 井 手 義 哉  
副 局 長 山 下 栄 次  
( 総 括 )

副 局 長 ( 技 術 )	有 馬 誠
技 監	宮 田 晃 尚
総 務 課 長	伊 豆 雅 広
経 営 企 画 室 長	山 元 孝 訓
工 務 管 理 課 長	丹 山 竜 一 郎
施 設 保 全 課 長	松 生 晃
発 電 設 備 課 長	日 高 誠
総 合 制 御 課 長	小 野 一 彦

教育委員会

教 育 長	黒 木 淳 一 郎
副 教 育 長	小 牧 直 裕
教 育 次 長 (教育政策担当)	奥 村 昌 美
教 育 次 長 (教育振興担当)	佐々木 孝 弘
教 育 政 策 課 長	久 保 範 通
財 務 福 利 課 長	畑 中 道 一
育 英 資 金 室 長	唐 仁 原 博
高 校 教 育 課 長	間 曾 妙 子
義 務 教 育 課 長	田 中 幸 一
特 別 支 援 教 育 課 長	横 山 貢 一
教 職 員 課 長	大 山 和 彦
生 涯 学 習 課 長	猪 野 貴 一
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	木 宮 浩 二
文 化 財 課 長	長 友 由 美 子
人 権 同 和 教 育 課 長	永 井 敬 雄
図 書 館 長	平 山 文 春
美 術 館 副 館 長	梅 田 一 明
総 合 博 物 館 長	松 野 義 直

事務局職員出席者

議 事 課 主 幹	黒 田 真 紀
政 策 調 査 課 主 査	西 尾 明

○山内委員長 ただいまから文教警察企業常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてであります。現在、お座りの席のとおり決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、本日の委員会の日程についてであります。

日程案につきましては、お手元に配付のとおりであります。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

次に、議案第6号に対する人事委員会の意見についてであります。

お手元に配付しております「条例案に対する意見について」を御覧ください。

これは、地方公務員法第5条第2項の規定に基づき、議会は人事委員会の意見を聴くこととなっており、その回答でありますので、参考にお配りしております。

それでは、執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時0分休憩

午前10時3分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、警察本部長に概要説明を求めます。

○山本警察本部長 本日、御審議いただきます議案は4件でございます。

お手元にございますけれども、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」

のうち公安委員会、警察本部に係るもの、議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」、議案第6号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」、議案第9号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」、以上4件でございます。

また、報告事項といたしまして、県警察車両の交通事故等に伴います損害賠償額を定めたことについて、また、令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書について、御報告申し上げます。

あわせて、その他報告事項といたしまして、本年4月22日、23日に開催をされましたG7宮崎農業大臣会合、そして5月に開催されましたG7広島サミットに伴う警備諸対策について、報告を申し上げます。

**○山内委員長** 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○黒川警務部長** それでは、令和5年6月定例県議会提出の議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」の公安委員会関係について、御説明いたします。

常任委員会資料3ページの令和5年度宮崎県一般会計補正予算の資料を御覧ください。

警察費の6月補正額は、総額359万9,000円をお願いしております。

これは、新規事業であります、ドローン活用強化事業の費用で、科目別では資料5ページになります。(款)警察費、(項)警察活動費、(目)警察活動費、(事項)一般活動費となります。

次に、資料6及び7ページを御覧ください。

事業の概要でございます。

同事業は、高性能ドローンを整備し、災害現場等での啓発活動を強化するとともに、緊急時に対応できるドローン操縦士を育成することを目的としております。

また、活動用ドローン1機と訓練用ドローンの購入費用やドローンスクールの受講費用を計上しております。

今回の補正により、公安委員会の補正後の予算額は、恩給及び退職年金費を除き、277億7,478万2,000円となります。

続きまして、議案第6号「地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例」について、御説明いたします。

資料の8ページを御覧ください。

今回、条例の一部を改正する理由につきましては、警察職員が警護対象者の身の警護に従事した場合等に支給される特殊勤務手当の額を引き上げるため、関係規定の改正を行うものであります。

以下、改正の内容について御説明いたします。

1点目は、身辺警護等作業手当の引上げについてであります。

身辺警護等作業手当は、側近警衛員として皇族の側近の警衛、または身辺警護員として警護対象者の身の警護に従事した場合に支給される特殊勤務手当であります。とりわけ警護対象者の身の警護につきましては、昨今の警護を取り巻く情勢の変化から、作業の危険性、困難性及び作業に従事する職員の精神的緊張の度合いが高まっております。

これらを考慮し、令和5年度の地方財政計画において特殊勤務手当の引上げが容認されたことに鑑みまして、警護対象者の身の警護に従事した場合における特殊勤務手当の額を、1日当たり640円から1,150円に引き上げるものであ

ります。

2点目は、遠隔地水上警戒作業手当の引上げについてであります。

遠隔地水上警戒作業手当は、尖閣諸島周辺海域において、海上保安庁の巡視船に乗船して警戒作業に従事した場合に支給される特殊勤務手当で、本年2月県議会定例会で御承認をいただき新設された特殊勤務手当であります。とりわけ夜間に作業を行う場合は、昼間に作業を行う場合と比較して一層の危険性を有し、作業に従事する職員に、より精神的緊張・肉体的労苦を強いることとなります。

これらを考慮し、令和5年度の地方財政計画において特殊勤務手当の額の引上げが容認されたことに鑑みまして、夜間（日没時から日出時までの間）に従事した場合における特殊勤務手当の額を、1日当たり1,100円から1,650円に引き上げるものであります。

最後に、改正条例の施行期日等についてありますが、令和5年度の地方財政計画において特殊勤務手当の額の引上げが容認されたことに鑑みまして、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用することといたします。

**○湯浅交通部長** それでは、議案第5号「警察関係使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例」について、説明いたします。

今回の改正につきましては、道路交通法関係でございます。

初めに、文教警察企業常任委員会資料の9ページを御覧ください。

項目1の改正の理由につきましては、道路交通法の一部を改正する法律の施行に伴い、来月から特定小型原動機付自転車が導入され、その運転手について、3年以内に2回以上、信号無視等の一定の危険行為をした場合に、特定小型

原動機付自転車運転者講習を受講することとされました。

同様の講習制度が、自転車運転者に対する自転車運転者講習として道路交通法第108条の2第15号に定められておりましたが、今回の改正において、第15号は特定小型原動機付自転車運転者講習となり、自転車運転者講習が第16号に移動することから、講習手数料に関する条例改正が必要となったものです。

項目2の改正の内容につきましては、条例第3条第1項第68号講習手数料に、特定小型原動機付自転車を運転して一定の危険行為をした者が受講する特定小型原動機付自転車運転者講習手数料を追加いたします。

具体的には、第3条第1項に掲げる手数料の金額その他その徴収に関する事項を定めている別表第2に、資料の表右側に赤字で記載しております項目が追加されます。

項目3の本条例の施行期日につきましては、本年7月1日であります。

次に、資料10ページ、特定小型原動機付自転車についてを御覧ください。

ページ中央にある画像のように、いわゆるキックボードの形状をしているものを例に御説明いたします。

車両の区分としましては、上の表にあるとおり、原動機付自転車に含まれることとなったことから、従来の原付免許が必要な原動機付自転車は、一般原動機付自転車と呼ばれることとなります。

特定小型原動機付自転車も一般原動機付自転車と同様に、市町村が交付するナンバープレートを表示する必要があるほか、自賠責保険の加入も必要となります。

一般原動機付自転車との大きな違いは、運転

免許が不要であることと、最高速度が時速20キロメートル以下である点です。

また、特定小型原動機付自転車のうち、最高速度が時速6キロメートル以下であるものを特例特定小型原動機付自転車と規定し、現状の「普通自転車歩道通行可」の道路標識がある歩道を走行することができることとされましたが、これは、特定小型原動機付自転車の走行モードを操作装置で切り替えることで、特例特定小型原動機付自転車として歩道を走行できるものが販売されると想定しており、ページ下側の保安基準項目に記載されております最高速度表示灯は、点灯か点滅かによって、どちらの走行モードで走行しているかが判別できるようになっております。

次に、資料11ページ、特定小型原動機付自転車運転者講習についてを御覧ください。

項目1の講習の対象につきましては、特定小型原動機付自転車を運転して、信号無視などの一定の危険行為を、3年以内に2回以上行った者が対象となり、都道府県公安委員会が講習の受講を命じます。

この一定の違反行為を特定小型原動機付自転車危険行為といいます。

項目2は、特定小型原動機付自転車危険行為に該当する17の違反を記載しております。

特定小型原動機付自転車による違反は、交通反則通告制度が適用されるため、反則金が科されますが、運転免許が不要であるため点数制度は対象外となっています。

項目3の受講命令違反につきましては、項目1で説明いたしました都道府県公安委員会による特定小型原動機付自転車運転者講習の受講命令に従わない場合の違反であり、5万円以下の罰金が定められました。

それでは、議案第9号「宮崎県高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」について説明いたします。

資料の12ページを御覧ください。

今回改正する条例は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、いわゆるバリアフリー法が制定され、この法律に基づき市町村が移動等の円滑化に係る事業を推進する重点整備地区を設定し、当該重点整備地区において必要な信号機や道路標識及び道路標示の基準を定めた条例であります。

改正する条例の第2条第2号は、歩行者と車両を分離して信号機を運用する歩車分離式信号機についての基準を示しており、歩行者用信号機に従う対象を規定しています。

項目1の改正の理由は、道路交通法の一部を改正する法律により、遠隔操作型小型車と特定小型原動機付自転車が新たに定義されたことで道路交通法施行令での信号機の意味が改正されたため、条例の一部を改正するものであります。

項目2の改正の内容を説明いたします。

資料13ページを御覧ください。

道路交通法の改正により、人または物の運送の用に供するための原動機を用いる小型の車であって、遠隔操作により通行させることができるもののうち、車体の大きさ及び構造が歩行者の通行を妨げるおそれのないものとして内閣府令で定める基準に該当するものであり、かつ内閣府令で定める基準に適合する非常停止装置を備えているものが遠隔操作型小型車と定義され、原則として歩道または路側帯を通行すべきこと、歩行者の通行を妨げることとなるときは当該歩行者に進路を譲らなければならないことなど、その通行方法が整備されました。

遠隔操作型小型車が道路を通行するときは、歩行者には当たらないものの、信号等に従う義務等の規定の適用に当たっては、歩行者と同様に取り扱うこととされました。

これを踏まえ、道路交通法施行令第2条が改正され、歩行者をその表示の対象としている信号については、その対象に遠隔操作型小型車を加えることとされました。

同様に、自転車に対して表示するものとされている信号の意味に、特定小型原動機付自転車が増えられました。

資料の14ページを御覧ください。

特定小型原動機付自転車のうち、構造上の最高速度が時速6キロメートル以下であることなど、一定の要件を満たすものは特例特定小型原動機付自転車として、普通自転車歩道通行可の標識がある歩道を通行することができることとされました。

これを踏まえ、道路交通法施行令第2条の改正によって普通自転車をその表示の対象としている信号については、その対象に特例特定小型原動機付自転車が増えられました。

次の資料15ページを御覧ください。

道路交通法施行令第2条の改正により、歩行者用信号機の横に自転車・歩行者専用と表示した標示板を設置した場合、改正前は歩行者または自転車が対象でしたが、改正後は歩行者及び遠隔操作型小型車または特定小型原動機付自転車及び自転車が対象となります。

また、歩行者用信号機のみが設置された場合、改正前は歩行者または普通自転車が対象でしたが、改正後は歩行者及び遠隔操作型小型車または特例特定小型原動機付自転車及び普通自転車が対象となります。

以上を踏まえ、本条例の規定について改正を

行うこととしました。

よって、資料の12ページ、項目2の改正の内容の改正後の赤字で示した部分が追加されることとなります。

項目3の本条例の施行期日につきましては、本年7月1日であります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はありませんか。

○齊藤委員 ドローン活用強化事業についてお尋ねしますけれども、1台当たりの価格と、具体的にどういった点が高性能になっているのか。

あと、整備されるドローンは、どこに保管、配備されるのか教えてください。

○黒川警務部長 本年度は、活動用のドローンと訓練用のドローンをそれぞれ1台ずつ購入する予定であります。

訓練用ドローンにつきましては、令和5年度から令和7年度にかけて、1台ずつ購入し、計3台購入する予定でございます。

金額でございますが、活動用ドローンにつきましては、1台当たり330万円、訓練用ドローンにつきましては、1台当たり7万9,000円でございます。

○黒木会計課長 性能について、今1台保有しているドローンと高性能になる新しいドローンの差も含めて、説明したいと思います。

飛行性能でいきますと、今保有しているドローンは飛行継続時間が15分間で、今回購入する330万円の高性能ドローンは25分間と延びております。

それと、ドローンは風に非常に影響されるものですが、現在、秒速10メートルに堪えられるドローンがありますけれども、今回導入するドローンについては、風速15メートルに堪え得るものとしております。



なお、最大操作距離——どこまで離れて操作ができるかについては、現在のドローンが1キロメートル、新しいドローンが4キロメートルと、高性能で活用の拡大が図られると期待できるものを購入する予定でございます。

なお、保管場所については、警察本部の施設整備課の倉庫を予定しております。

○井本委員 ドローンを飛ばすことによって、捜査の能力は恐らく高められる感じはするけれども、逆に、市民に対する監視につながるのではないかという気もします。その辺は、論じられたことはあるのでしょうか。要するに、プライバシーとか狭められることにはならないのでしょうか。

○黒川警務部長 一般的に、ドローンは、空撮や測量、設備点検、インフラ点検、農薬散布等に用いられているということですが、警察におきましては、現在、災害現場や山林火災現場の状況確認のほか、台風の降雨の影響により発生した土砂崩れ現場等における行方不明者の捜索活動に活用しているところであります。

今後のドローンの活用の範囲につきましては、現場からの要請に応じて検討してまいりたいと考えております。

○井本委員 ドローンで監視する場合に、何の許可もなく勝手に人のところをのぞくというようなことができるのか疑問で、そういう議論はなかったのでしょうか。

○黒川警務部長 ドローンの飛行レベルとして、どういうレベルで、どういう目的に使えるかというのがございます。

レベル1は、目視での操縦飛行、いわゆる空中からの撮影や点検等に活用するもの。レベル2は、目視内で自律飛行するもの——農薬の散布だとか土木の測量等で活用するもの。レベル

3は、無人地帯での目視外飛行——山間部の配送などがございます。レベル4は、有人地帯での目視外飛行ということでございます。

県警が行っているドローンの飛行目的は、基本的に空撮でございまして、目視内での操縦飛行を行っていますので、レベル1となります。

ライセンスの必要のない飛行はレベル3まででございまして、令和4年12月5日に改正航空法が施行されまして、国家資格である無人航空機の操縦者技能証明制度が開始されました。

人の監視、レベル4の有人地帯での目視外飛行を行うような場合は、操縦のライセンスが必要でありまして、県警では、現在そのライセンスは取得しておりません。今後、犯罪捜査等で活用するような場合があれば、ライセンス取得も検討してまいります。今のところ、そうしたことは考えておりません。

○山本警察本部長 私から補足させていただきますけれども、例えば、中山間部で人が踏み入れられないようなところや警察犬も入れられないようなところで人がいなくなったとか、ドローンであれば上空から人を見つけることができるようになりますし、あるいは現場で鑑識活動が随分難しかったりするときに上空から見ると使うというような活用を考えており、災害、事件、事故といった目的で使っていくということでありまして、何かを監視するとか、防犯カメラ代わりに使うとか、そういうことは全く想定しておりません。

○井本委員 要するに、目的は制限されているということですね。

○山内副委員長 警察職員特殊勤務手当に関する条例に関して、議案書の31ページで、別表の第4条関係、改正後の「作業区分」で、「天皇等の警護とその他の警護」、そして「警護対象者の

警護」となっているんですけれども、まず、書き方として、「その他」は普通一番最後に来ると思いますが、つくり的に真ん中に「その他」があつて問題ないのか、確認でお聞きします。

あと、この条例は4月1日からということですが、G7宮崎農業大臣会合も対象になると思いますが、今回の条例改正によって、警護費が大体どれぐらい増加するのか、分かれば教えてください。

**○神村総合管理課長** 「その他」の書き方ですが、一番上に皇族に関する警衛のことが書いてあります。皇族に関するのが警衛ですので、次に、その他の皇族に関する警衛、その下に警護対象者、要するに皇族でない者になるものですから、警護対象者の警護という書き方で、県の法制担当に協議し、条文をつくっております。

**○黒川警務部長** G7宮崎農業大臣会合における警護対象者は、農林水産大臣1人のみですので、それに従事する警護要員に対する手当が支給されることとなりますが、金額的にはそれほど大きな額にはならないと認識しております。

**○山本警察本部長** 補足させていただきますと、4月からということになりますと、G7宮崎農業大臣会合に伴う警護もございましたし、その他警護対象者が宮崎県に来県されて警護を実施しているものもございます。

金額を申し上げますと具体的な警護体制に直結してしまいますので、詳細な御回答はできませんけれども、それほど大きな額ではないと御理解いただければと思います。

**○齊藤委員** 具体的に警護対象者は、どんな人たちか教えてください。

**○久留米警備部長** 警護対象者は、国家公安委員会規則である警護要則で定められております。

具体的には内閣総理大臣、国賓、その他生命及び身体に危害が及ぶことが国の公安に係ることとなるおそれがあるものとして警察庁長官が定める者と指定されております。警察庁長官が定める者は、具体的には衆議院議長、参議院議長、最高裁判所長官、国務大臣などが含まれております。

**○齊藤委員** 身辺警護作業手当は、これまで640円、今度引き上げても1,150円、こんな安い手当で、岸田総理、その前の安倍総理が襲われた事件などを考えると、一県民の立場としては正直申し訳ない気持ちですけれども、全国的にこういう金額なんでしょうか。

**○黒川警務部長** 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康または困難な勤務、その他著しく特殊な勤務で、給料上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することによっては適当でないと認められるものに従事する職員に対して支給される手当でございますが、この特殊勤務手当の金額につきましては、地方財政計画というものに定められておまして、その地方財政計画に基づいて金額が決定されておるもので、全国一律のものでございます。

**○齊藤委員** 議案9号、遠隔操作小型車について、資料13ページの下にイメージ図が出ているんですけれども、実際、宮崎県内でも走っているのですか。

**○湯浅交通部長** 遠隔操作小型車につきましては、事前に公安委員会への届出が必要とされておりますが、現在、届出は受理しておりません。現時点では宮崎県内は走っておりません。

**○井本委員** イメージが湧かないけれども、東京辺りではそういうのはあるのですか。

**○湯浅交通部長** 遠隔操作小型車の状況について、警察庁に確認しましたところ、現在、実際

に届出が受理された都道府県はございません。

ただ、今までに実証実験を実施した都道府県が8都県ございます。東京都、神奈川県、茨城県の3都県につきましては、現在も実験が継続しているということでございます。このほか、千葉県、岡山県、福島県、兵庫県、広島県でも実証実験を実施したと聞いております。

○井本委員 ということは、こういうのが多分出てくるから、今のうちに法規制しておこうということですか。

○湯浅交通部長 そのとおりでございます。先端技術の発展、人口減少社会、コロナ禍のときのソーシャルディスタンスとか、いろんな要素があって、今のうちに法改正をして備えるという趣旨でございます。

○前屋敷委員 特定小型原動機付自転車の御説明で、いろんな違反をした場合の罰則だとか、講習を受けるとかいう規定がございましたけれども、特定小型原動機付自転車は、どなたでも自由に購入できるのですか。免許証は要らないのですよね。

○湯浅交通部長 そのとおりでございます。しかし、16歳以上のみ運転できるとされておりますので、16歳に達していない未成年が買うことについては、販売店のほうで適切に対処するよう事業者間のガイドラインを定めており、その中で年齢確認を行うようにしています。16歳以上であれば購入はどなたでも自由です。

現在想定されるのは、販売店での販売、インターネットなどでの通信販売です。

○前屋敷委員 事細かに禁止規定も羅列してありますけれども、この小型原動機付自転車に乗ったときに、いろいろなところでトラブルになるのではないかと心配しています。

違反を犯したときの講習ではなくて、事前の

講習が必要ではないかと思います。

事故が起きた後では困るので、購入するときに、免許証は要らないけれども、気をつけて運転しなければ事故につながりかねないということを説明するとか、そういうところは規定としてないのですか。

○湯浅交通部長 道路交通法の改正で、販売店は交通安全教育を行うよう努めなければならないと、交通ルールを周知する努力義務が定められております。これは店頭の販売店に限らず、インターネットなどの通信販売においても同様であります。

警察としましては、現在、県内で販売する販売店について情報収集中でございます。販売店を把握しましたら、パンフレットも用意していますので、販売する際に交通ルールを周知していただくよう販売店に依頼していく予定です。

また、運転できるのは16歳以上なので、法律上は高校生が使えることとなります。これを通学に利用することを学校が認めるか。通学に利用しなくても、在学する高校生に私生活で利用を認めるかということもございますので、現在、教育委員会や学校とも連携して、事前の交通安全教育は行っていきたいと考えております。

○前屋敷委員 そういう子供たちも含めて、利用することが可能になっているわけですよね。規定が非常に事細かくなっていますので、今、御説明いただいただけではまだぴんとこないところもあります。今のところ義務にはなっていないようにすけれども、事前の認識を持ってもらうことが必要であり、非常に心配をしているところです。便利なだけに簡単に使えることによって、事故を巻き起こす可能性も出てくるわけですから、慎重に進めていく必要があるかと思えます。

○齊藤委員 県内で走行している特定小型原動機付自転車の台数は、県警では把握されていないのですか。

○湯浅交通部長 現在、日向市の観光協会が観光客向けに電動キックボードのシェア事業を行っていることを把握しています。個人で電動キックボードを走らせていることについても、県下の警察署に情報収集を指示しておりますが、現在のところ把握できていない状況です。

○山内委員長 関連して、セグウェイもこの対象に含まれるのでしょうか。

○湯浅交通部長 道路交通法の改正で、移動用小型車と身体障がい者用の車椅子という区分ができて、どちらも原動機によって動くものを想定しておりますが、この移動用小型車と身体障がい者用の車椅子は、歩行者とみなすということで、歩行者と同様に、歩道や路側帯を走ることができることとなります。セグウェイにつきましては、定格出力がいろいろございまして、0.6キロワット以下で時速6キロという、ほぼ歩行者と変わらない速度以下のものだけが移動用小型車、速度が6キロを超えるものになると、その定格出力や速度に応じて、自動車または原動機付自転車の区分となってまいります。補足しますと、セグウェイと言われている、施設内で使用されている移動用の原動機付の車は、施設外で使う立ち乗り用の移動用小型車と明確に区別する必要があります。

○山内委員長 先ほど日向市観光協会の利用例の話が出ましたが、セグウェイをシェアトーンでも活用するとか、観光でもどんどん使っていきたいというような話を伺ったことがあったので、確認させていただきました。

○湯浅交通部長 セグウェイに、定格出力に応じてナンバーをつけますと、定格出力に応じた

自動車としての区分で公道で走ることができます。

○日高委員 ニュースでも出ていましたけれども、県外では時速40キロ、50キロ出るものが既に出ており、生身で乗るものなので、取締りもしていけないといけないと思いますが、そういう予定や計画もあるのでしょうか。

○湯浅交通部長 特定小型原動機付自転車につきましては、自転車と同じように時速20キロ以下と定められておりますが、時速20キロ以下でも交通事故というのは大変危険なものでございます。

これにつきましては、平素は交通ルールの周知を図るとともに、実務の現場においては交通指導取締りを通じて、ルールを守った走行を指導してまいりたいと考えております。その上で一定の信号無視とか、悪質な違反を犯す者に対しましては、交通反則通告制度——いわゆる青切符で告知し、取締りも行っていきたいと考えております。

○日高委員 生身の子供たちには危険な乗り物だと思いますが、人は便利さを求めてしまうので、違反車をつくるところがあるとニュースで取り上げられると、そこに注文が殺到しているという話もありますので、取締りはしっかりとさせていただきたいと思えます。

○前屋敷委員 最高速度が20キロ以下となっておりますけれども、性能としてはどの程度のものなのですか。常に20キロ以下で走行するとはなかなか考えにくいものですから、条件によっては、それ以上の速度で走行する可能性も出てきて、危険が伴うと思っています。それぞれのメーカーの性能によるかもしれないですけども、どの程度のものなのかと思いました。

○湯浅交通部長 特定小型原動機付自転車につ

きましては、国土交通省所管で、型式認定制度、または性能確認制度というものがございます。道路運送車両法で保安基準が定められまして、資料10ページにありますとおり、保安基準として、最高速度が20キロメートル以下の性能のものだけが特定小型原動機付自転車として型式認定番号標または性能確認済みシールを貼ることができます。そして販売店は、型式認定番号標または性能確認済みシールが貼られたものでなければ、特定小型原動機付自転車として販売することができない仕組みになっております。

例えば公道で時速30キロメートルで走るような電動キックボードを見かけたら、まずは型式認定番号標、性能確認済みシールがあるのか、または市町村で特定小型原動機付自転車だけに発行されるナンバープレートがありますので、これがあるのか。また、最高速度表示灯を必ず備えなければならないとされていますので、最高速度表示灯の装備があるかを確認した上で、特定小型原動機付自転車に該当しない電動キックボードでありましたら、定格出力に応じて、原動機付自転車以上の免許が必要な車として取締りを行っていくこととなります。

**○前屋敷委員** 今の御説明で、そういう一定の縛りはしっかりかかっているんだと思いましたが、それでも、それがちゃんと守られるかどうか、これから注意していかないといけないところですね。

**○山内委員長** ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○山内委員長** 次に、報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○黒川警務部長** それでは、損害賠償額を定め

たことについて御報告いたします。

資料の16ページをお開きください。

今回、御報告させていただく損害賠償事案は、交通事故3件と車両損傷事故1件の、合わせて4件であります。

まず、1件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、警備部外事課の警察官が、令和4年10月13日午前11時30分頃、宮崎市内の県道を捜査用車両で進行中、前方の相手方車両が渋滞のため停止したにもかかわらず、さらに先の車両に気を取られ、停止した相手方車両に追突したものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の前方不注意の過失によるもので、相手方に過失はありません。

物件損害については、車両の修理費として、34万6,599円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理が必要な損傷はありませんでした。

2件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、延岡警察署の警察官が、令和4年10月28日午前6時20分頃、延岡市内の市道において、同乗者を乗せてパトカーで進行中、見通しの悪い丁字路交差点に進入した際、左方の安全確認が不十分であったため、左から交差点に進入してきた相手方車両の右側面に自車のフロントバンパー部を衝突させたものであります。

事故の原因につきましては、当該職員の左方安全不確認、相手方の右方安全不確認の過失によるもので、過失割合は、県側が70%、相手方が30%になっております。

この事故で、相手方は頸椎捻挫や右肩打撲のけががありましたので、治療費や慰謝料として14

万2,366円を県警の自賠責保険と任意保険から支出しております。

物件損害については、車両の修理費として、14万8,600円を県警の任意保険から支出しており、人身損害と物件損害の合計は29万966円になります。

公用車については、フロントバンパー部に軽微な損傷がありましたが、廃車予定車両であったため、修理は行っておりません。

3件目の交通事故について説明します。

この事故につきましては、都城警察署の警察官が、令和5年1月26日午前11時25分頃、交通事故の交通整理に従事するため、運転していたパトカーを国道上に駐車する際、セレクトレバーをパーキングに変更せず、ドライブ状態のままサイドブレーキをかけて降車したため、無人の車両が前進を始め、相手方車両の右前部に自車前部が接触したものでございます。

事故の原因につきましては、当該職員の停止措置の過失によるもので、相手方に過失はありません。

物件損害については、車両の修理費として、4万5,210円を県警の任意保険から支出しております。

公用車については、修理が必要な損傷はありませんでした。

最後に、4件目の車両損傷事故について説明いたします。

この事故につきましては、交通部高速道路交通警察隊の警察官が、令和5年2月1日午後11時55分頃、東九州自動車道上における交通事故現場に臨場した際、事故車両が走行不能で、走行車線にはみ出した状態であり、深夜帯で同車両が黒色の塗色であったことから、二次事故を防止するために、同車両の右後ろピラー部にス

パークマーカーと称する、磁石により取り付けられる事故防止のための警告灯を、当事者に告知せず、また、車両と警告灯の間に養生のための布等を置くことなく取り付けられたため、同部に擦過の損傷を与えたものであります。

事故の原因につきましては、車両と警告灯の間に養生のための布等を置くことなく取り付けられた過失によるもので、相手方に過失はありません。

物件損害につきましては、車両の塗装修理費として6万7,705円を県費から支出しております。

以上でございますが、県警では、交通事故発生状況の分析結果等に関する資料を発出して、それらの資料を活用した各所属幹部による指導教養を随時行うとともに、交通事故を起こした職員を対象に教養や実技指導を行う運転技能講習会を開催したり、交通事故を起こした職員による一定期間の街頭交通指導を実施するなどして、引き続き、交通事故防止対策に取り組んでまいります。

続きまして、報告事項、令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書につきまして御説明いたします。

資料は17ページでございます。

警察本部の繰越明許費は、資料下から2列目の事業名「その他警察施設営繕等事業」、1億1,860万3,000円と、その下の交通安全施設整備事業、3,061万5,000円の2事業となります。

その他警察施設営繕等事業につきましては、警察本部の空調や火災報知器を集中管理する中央監視設備の改修工事と警察本部の照明制御設備の改修工事、木脇駐在所の建設工事の3つの工事を繰り越しております。

主な繰越しの理由につきましては、新型コロ

ナウイルスや社会情勢の変化等により建設機材の納品が間に合わないことや、想定しておりました地盤の補強ができず、工法の検討に時間を要したため、やむを得ず繰り越したものであります。

また、交通安全施設整備事業につきましては、国土強靱化計画による国庫補助事業での信号機のLED化を行うものであります。

本事業につきましては、国の補助事業の決定の時期が遅かったことにより、工事期間を確保できず繰り越したものでございます。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

○久留米警備部長 引き続き、G7宮崎農業大臣会合等に伴う警備諸対策について御説明します。

資料の18ページを御覧ください。

本年は日本がG7議長国であり、広島での首脳会合をはじめ、関係閣僚会合が全国14か所において開催され、当県では4月22～23日にシーガイアにおいて農業大臣会合が開催されました。

G7広島サミット及び関係閣僚会合等は、国内外の要人が集まることからテロの標的になる可能性があることに加え、過去、イギリスで開催されたサミットでは、会合開催期間中に会場と離れた都市で爆弾テロ事件が発生していることから、本県でのテロの発生も懸念される中で開催となりました。

また、農業大臣会合におきましては、世界的規模で深刻化する気候変動やウクライナ危機に

より、食料価格の高騰、食料供給不足といった食料安全保障に関する議論が予想され、国際的な関心が高まることに加え、令和5年3月に開催されたG7臨時農業大臣会合においてウクライナに対するロシアの攻撃を強く非難する声明が出されており、新ロシア勢力による会合会場や宿泊ホテル、電力や空港などの重要インフラ事業者等に対するサイバー攻撃の危険性もありました。

さらには、インターネットやホームセンターなどで簡単に手に入る材料で爆発物が造れることから、爆発物原材料対策の強化や昨年の安倍元総理への銃撃事件を受けて改正された警護要則に基づく要人警護の強化が求められたほか、技術の進歩によりドローンを用いた違法行為の発生も予想されるなど、物理的攻撃やサイバー攻撃への徹底した対策を講じる必要がありました。

県警では、本年1月16日、宮崎県警察G7宮崎農業大臣会合等警備対策室を設置し、要人の身辺の安全確保、会合関連行事の円滑な進行の確保、安全・安心な県民生活の確保を基本方針として、各種対策を実施しました。

初めに、G7宮崎農業大臣会合に伴う事前対策について説明をします。

農業大臣会合に出席される国内外要人の身辺の安全確保に向け、昨年10月18日に宮崎駅前広場で本番を想定した警護訓練を実施したほか、以降も警護訓練を継続しております。

昨年11月24日には、警察本部におきまして、爆発物原材料対策研修会を開催し、爆発物の原材料となり得る化学薬品等を取り扱うホームセンター、薬局等の事業者や行政機関・団体に参加いただき、化学薬品に関する基礎知識の講演や不審な購入者の来店を想定した対応訓練を実

施しております。

また、農業大臣会合開催直前の4月に発生しました岸田総理に対する爆発物投てき事案を受けまして、金属製の筒状パイプを販売する県内のホームセンター等に対し、注意喚起を呼びかけました。

本年4月7日には、シーガイアにおきまして、施設を管理するフェニックスリゾート株式会社のほか、県内の重要インフラ事業者3社にも参加いただき、サイバー攻撃に対する的確な初動対応と、被害の未然防止や拡大防止を図るための対処訓練を実施しております。

次に、農業大臣会合開催中の対策について説明します。

今回の警備では、県外からの特別派遣部隊約500名とともに、関係施設周辺の警戒や検問を実施し、テロ等違法行為の未然防止や国内外要人の安全確保に当たりました。

会場周辺におきましては、交通渋滞等の発生も懸念されたことから、事前にテレビ・ラジオ、新聞紙面による広報をはじめ、SNSや関係機関団体のホームページへの掲載、道路交通情報掲示板などを活用した交通総量抑制への協力依頼を実施した結果、県民の皆様様の御理解・御協力もあり、大きな混乱もありませんでした。

次に、G7広島サミット首脳会合に伴う警備について説明します。

資料の19ページを御覧ください。

5月19日から21日までの間、広島市内において開催されましたG7広島サミット首脳会合のため、全国警察からの特別派遣を含む最大時約2万4,000人体制での警戒を実施したところです。

本県からも約200名の警察官を派遣し、各国要人の警護や沿道の警戒のほか、警察船舶、警察

航空機を用いた警戒に従事しました。

沿道の警戒に従事した部隊は、サミットの会場とG7首脳らの訪問先である平和祈念公園を結ぶ幹線道路におきまして、連日、早朝から深夜までの警戒に加え、沿道には住民のほか、観光客も折り重なっている状況で、常に緊張状態での警戒に従事しております。

そのような中、派遣部隊の一人一人が警備への理解と協力が得られるよう、住民に対する声かけや挨拶など、真摯な態度で警備に従事した結果、当県警のホームページに「警備されている全ての方が住民に挨拶をしていただき心が安らぎました」、「爽やかな挨拶をしてくれたので、とても県民性を感じました」など、本県警察官に対する好意的な反響が多数寄せられました。

また、警備終了時には、警戒区域にある保育園の園児から見送りを受けるなど、心温まるエピソードもあり、派遣された警察官はもとより、派遣中、本県の治安維持に当たった全ての職員が、職責の重要性を再認識したところです。

**○山内委員長** 執行部の説明が終了しました。

その他報告事項について、質疑はありませんか。

**○日高委員** 関係ないかもしれないですけども、保育園児の見送りという最後の写真が本当に素敵だなと思いました。県外から宮崎県に来ていただいたときに、歓迎会、送迎会とか、そういうものはあるのでしょうか。

**○久留米警備部長** 今回は、コロナの関係もありまして、全部を集めてはやっていませんけれども、各県部隊の幹部を集めまして、入県式と解散式を行いました。解散式の際には、功労のあった県外派遣部隊の職員に本部長からの感謝状を贈呈するなどしております。

**○山内委員長** ほかによろしいでしょうか。



それでは、その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 以上をもって警察本部を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時7分休憩

---

午前11時12分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、企業局長に概要説明を求めます。

○井手企業局長 早速、説明をさせていただきます。

本日、御報告させていただきます項目につきまして、資料の2ページになります。目次を御覧ください。

今回、企業局は、議案はございません。提出報告書関係が2件、その他報告事項が1件、合計3件、説明をさせていただきます。

まず、Iの令和5年6月県議会定例会提出報告書関係であります。

令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書、令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書の2件の繰越案件の御報告でございます。

これらは、令和4年度予算に計上しておりました経費のうち、令和5年度に繰り越したものにつきまして、地方公営企業法第26条及び同法施行令第18条の2の規定により御報告するものであります。

次に、II、その他報告事項でございますが、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の第4期の指定管理者の指定期間が、今年度をもちまして終了しますことから、現在、準備を進めております第5期の選定について御報告をさ

せていただくものでございます。

○山内委員長 次に報告事項に関する説明を求めます。

○伊豆総務課長 本議会に提出しております報告事項について、御説明をさせていただきます。

資料の3ページを御覧ください。

このページから5ページまでは、令和5年6月定例会提出報告書のうち、企業局の所管部分を抜粋したものをおつけしております。

企業局の報告事項は2件ございますが、いずれも、令和4年度宮崎県公営企業会計に係る予算の繰越しに関するものでございまして、地方公営企業法第26条第3項及び地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定に基づき御報告するものでございます。

報告事項の1件目であります。

令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）予算繰越計算書について、御説明させていただきます。

こちらには、資本的支出の建設改良費の繰越額について記載をしております。

御覧の3つの事業で繰越しを行いまして、表の中ほど、左から数えまして6番目に翌年度繰越額の列がございますけれども、その一番下の計の欄にありますとおり、4億4,640万7,235円の繰越しを行ったところでございます。

繰越しの理由につきましては、表の一番右の説明の欄に記載をしておりますけれども、事業主体であります県土整備部において事業が繰り越されたことや、半導体不足の影響によりまして機材の納品に日時を要したことなどによるものでございます。

資料4ページを御覧ください。

こちらには、事業費の営業費用の事故繰越額について記載をしております。

御覧の2つの事業で繰越しを行いまして、表の中ほど、左から6番目の翌年度繰越額の計の欄にありますとおり、9,533万9,296円の繰越しを行ったところでございます。

繰越しの理由につきましては、表の一番右の説明の欄に記載をしておりますけれども、令和4年の台風第14号により現場への経路が被災し、その復旧に日時を要したことによるものでございます。

資料5ページを御覧ください。

報告事項の2件目であります。

令和4年度宮崎県公営企業会計（電気事業）継続費繰越計算書について、御説明をさせていただきます。

継続費につきましては、各事業年度の支出予定額のうち、当該年度内に支払い義務が生じなかったものがある場合には、その額を継続年度が終了するまで通次繰越して使用することができることとされております。

こちらには、資本的支出の建設改良費に係る通次繰越額及び繰越額について記載しております。

御覧の4つの事業を繰り越しまして、表の右から5番目の翌年度通次繰越額の欄の計にありますとおり、29億4,708万6,853円を翌年度に繰越しをいたしました。

このうち、上から2つ目の事業、渡川発電所発電設備一括更新工事は、平成29年度から令和4年度までの6か年の事業としておりましたけれども、新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして工期を延長することとなったことから、予算の繰越しを行ったものでございます。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 次に、その他報告事項に関する説明を求めます。

なお、委員の質疑は執行部の説明が終了した後をお願いいたします。

○山元経営企画室長 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設における次期指定管理候補者の選定について、御報告いたします。

資料の6ページを御覧ください。

企業局では、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の管理運営について、平成18年度から指定管理者制度を導入しておりますが、今年度末で第4期指定期間が終了することから、来年度からの第5期指定管理者を募集するものであります。

まず、1の現在の管理運営状況についてであります。1の施設の概要にありますとおり、施設名は、一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設、設置目的は、県民の福祉の増進と地域の振興であります。指定管理者は株式会社モリタゴルフ、指定期間は平成31年度からの5年間であります。

(2)の施設利用状況につきましては、表にありますとおり、指定期間の初年度であります平成31年度の2万4,882人から利用者は増加しておりましたが、令和4年度の利用者数は台風第14号の影響により、2万7,289人となっております。

(3)の施設収支状況につきましては、平成31年度から令和3年度まで黒字でしたが、令和4年度につきましては台風被害により赤字となっております。

(4)の利便性やサービス向上、利用者増の取組としましては、乗用カート台数の追加、お試しキャンペーンやロングランコンペの実施などを行っております。

資料の7ページを御覧ください。

(5) の評価につきましては、施設の管理運営は適切に行われていること。また、コースの改善に取り組んでいるほか、独自に乗用カートを追加導入するなど、利用者に対するサービスの向上に努めていること。さらに、新規利用者や1年以上利用がない方を対象にお試しキャンペーンを実施するなど利用者の増加に向けて積極的に取り組んでいることを評価しております。

(6) の課題といたしまして、台風での冠水被害により当該年度の収支が悪化しております。

また、サービスセンターが老朽化しており、全体的な改修が必要となっていることから、今年度、設計を行い、次年度から優先順位を決めて、対応する予定としております。

レストランにつきましては、売上げが減少傾向である一方、光熱費は上昇しており、経営状況が厳しいところです。

次に、2の次期の募集方針についてであります。

(1) の業務の範囲は、施設の利用許可や料金の収受など施設の利用に関する業務、施設の維持及び保全に関する業務、その他施設の運営に関する業務であります。

(2) の指定期間は、令和6年度からの5年間で、(3) の利用料金は、全て指定管理者の収入といたします。

(4) の納付金額ですが、これは、指定管理者から企業局に納めてもらう納付金であります。基本納付金額は年額1,660万円としており、これは、企業局として、経費の見直しを行い、今期と比較し30万円の増額としております。

資料8ページを御覧ください。

(5) の募集概要につきましては、募集期間を7月6日からの2か月間としております。

(6) の資格要件につきましては、①から⑧

に掲げる要件としております。

資料9ページを御覧ください。

(7) の選定につきましては、①の審査の流れにありますように、申請書類に基づく資格審査の後に、外部委員で構成します指定管理候補者選定委員会において審査を行いまして、その審査結果を企業局長等で構成します指定管理候補者選定会議で確認の上、指定管理候補者を選定することとしております。

(8) の選定基準であります。①の「住民の平等な利用が確保されていること」から、⑤の「事業計画書の内容が、地域への貢献及び地域との連携を考慮したものであること」までの5つの基準で審査することとしております。

資料10ページを御覧ください。

(9) の審査項目と配点についてであります。左側の欄にあります、先ほど御説明いたしました選定基準ごとに、中央の欄の審査項目に掲げている項目について審査し、採点を行います。また、選定基準ごとの配点は右側の欄に記載しておりますが、②の公の施設の効用を最大限に発揮する事業計画と④の事業計画を確実に実施するための管理運営能力に重点を置いた配点としております。

資料11ページを御覧ください。

最後に、3のスケジュールであります。

6月7日に第1回の選定委員会で募集方針等を検討したところでありますが、今後、7月6日からの2か月間の募集期間を経て、9月下旬に選定委員会による審査を行うこととしております。

その後、10月の選定会議で選定委員会の審査結果を確認した上で、指定管理候補者を選定いたしまして、11月定例会にお諮りする予定としております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。  
その他報告事項について、質疑はありませんか。

○井本委員 この施設収支状況のマイナスというのは県のマイナスですか。それとも委託業者のマイナスですか。

○山元経営企画室長 収支差額のマイナスは、指定管理者のマイナスになります。

○井本委員 ということは、県としては痛みはないということですね。

○山元経営企画室長 県も納付金額が減額していることでマイナスの収支となっております。

○井本委員 評価と書いてありますけれども、誰の評価ですか。

○山元経営企画室長 これにつきましては、企業局が指定管理者の評価を行っております。

○井本委員 企業局が指定管理者を評価したのですね。どうしても手前みそ的なところがありますよね。客観的な評価を考えないといけないのではないですか。

○山元経営企画室長 確かに客観的な視点は必要だと思います。

○井本委員 公営企業というのは、法律で基本的に利益を上げないといけないとなっていますよね。公共の福祉のためになるだけではないわけです。公共の福祉だけを目的とするなら、公営企業がすることではない。

今回、赤字が出てしまったけれども、経営主体をどうするかも考えないといけないときが来ているのではないのか、と常々思っています。そういう検討会は、まだやっていないのですね。

○山元経営企画室長 特にそういった検討というものは行っておりません。

○井手企業局長 ゴルフ場に関しましては、3年に一度ぐらいの冠水を想定した上で、今後永

続できるかどうかの検討を3年前に行いまして、その時点では3年に一度ぐらいの冠水であれば永続的に営業できるという結論を見出しております。ただ、今回3年に一度以上の冠水があり得るのではないかとということで、もう一度、その辺の見直しをしていかなければならないのではないかと課題認識を持つに至っております。

○井本委員 課題認識を持っていけばいいですけども、企業局の使命としては、利益を上げるというのが基本にあるわけです。公共の福祉のためだったらほかの部局に任せればいいわけであって、その辺をいつも丁寧に考えておいていただきたいということでもあります。

○齊藤委員 過去3期の指定管理者を教えてください。

○山元経営企画室長 第1期から第3期までは、一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターとなっております。第4期が株式会社モリタゴルフで、今回第5期を募集することになっております。

○齊藤委員 乗用カートが約80台あるということですけども、一番古いものは、何年頃、何台ぐらい導入したか教えてください。

○山元経営企画室長 最初の年代は分かりませんが、モリタゴルフが指定管理者になったとき、平成31年度時点で前回の指定管理者が準備された乗用カートが20台ございました。その後、利用者から乗用カートを増やしてほしいという要望がございまして、モリタゴルフのほうで60台追加しています。

○齊藤委員 サービスセンターの建築時期を教えてください。ゴルフ場が整備された年月と時期が一緒かもしれませんが。

○山元経営企画室長 設置時期は平成2年にな

ります。どちらも一緒でございます。

○山内副委員長 資料の6ページで、納付金が平成31年度だけかなり低い額になっていますけれども、どういう計算をされているのか。また、納付金の増減の計算としては妥当なのか教えてください。

○山元経営企画室長 まず、納付金の計算の仕方ですけれども、資料の7ページの一番下の(4)納付金額の下から3行目に、納付金の増額または減額について記載させていただいております。

納付金額については、指定管理者のコース利用料などの収入から年間の基準収入額を決めておきまして、それを基に基本の納付金額を決めています。そこに書いてありますとおり、実際の指定管理者の収入額が基準収入額を上回った場合は、その2分の1を基本納付金額から増額する。下回った場合は、その減額分を基本納付金から減額するという計算にしております。

平成31年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の関係で約1か月間のコースの閉鎖等もございまして、料金収入、利用者とも、非常に落ち込んで、減額をしてこの金額になったということでございます。

○山内副委員長 1か月ほどの期間できなかったということであれば、12分の1ぐらいの割合なのかなと思うんですが、ぱっと見、令和2年の納付金1,600万円に比べて、267万円とすごい減額されていると思いますけれども、先ほどの計算した結果でこうなったということでしょうか。

○山元経営企画室長 先ほどの計算の結果でこのようになったということでございます。

○山内委員長 今年度から徐々に改修をされていくということですが、その改修によっ

て、例えば利用者が使えないとか、減らさざるを得ないとか、利用見込みなどに影響がないのでしょうか。

○山元経営企画室長 サービスセンターの改修については、今年度、設計の業務委託を出しておきまして、その中で検討することにしており、利用者に影響しないようにやっていきたいと考えております。

○山内委員長 ほかによろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 その他で何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって企業局を終了いたします。執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時36分休憩

---

午後1時6分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、本委員会に付託されました議案等について、教育長に概要説明を求めます。

○黒木教育長 まず、説明に入る前におわびを申し上げます。

先日、新聞等でも報道されましたが、育英資金滞納金の回収通知関連でございます。同姓同名の別人である育英資金返還者に送付してしまうという事案がございました。誠に申し訳ございませんでした。教育行政の信頼にも関わることでございますので、今後、このような不適切な事務処理が発生しないよう、正確かつ適切な事務処理をさらに徹底してまいります。

今回、委員会で御審議いただきます教育委員会所管の議案等につきまして、その概要を御説明いたします。

文教警察企業常任委員会資料の表紙をお開きいただきまして、目次を御覧ください。

今回、御審議いただく議案は、予算議案といたしまして、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」、特別議案といたしまして、議案第18号「宮崎県教育振興基本計画の変更について」の2件でございます。

次に、報告事項といたしまして、令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書、令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書の2件について、御説明申し上げます。

資料の3ページを御覧ください。

初めに、議案第1号「令和5年度宮崎県一般会計補正予算(第2号)」についてであります。

表に太線で囲んであるところが3か所ございますが、その一番上、一般会計の合計の欄を御覧ください。

今回、2億1,777万円の増額補正をお願いするものであります。

**○山内委員長** 次に、議案等についての説明を求めます。

なお、委員の質疑は、執行部の説明が全て終了した後をお願いいたします。

**○畑中財務福利課長** 常任委員会資料の4ページを御覧ください。

上から1段目、財務福利課の補正予算額は554万円の増額をお願いしております。

資料の5ページを御覧ください。

上から5段目にあります(事項)高等学校生徒寮運営費であります。その下の説明1、県立高等学校地区生徒寮光熱費高騰対策支援事業として554万円の増額補正をお願いするものであります。

これは、原油価格・物価高騰への対応として、国の臨時交付金を活用し、県立高等学校地区生

徒寮の光熱費増額分について補助を行うものであります。

なお、昨年度も同様の補助を行ってございまして、このことにより保護者の負担を軽減し、地区生徒寮における適切な生活環境の安定した提供が図られるものと考えております。

**○間曾高校教育課長** 常任委員会資料の6ページを御覧ください。

高校教育課の補正予算額は9,001万6,000円の増額をお願いしております。

資料の7ページを御覧ください。

上から5段目にあります(事項)一般運営費(教育庁共通)の説明欄1の県立学校給食等緊急支援事業であります。予算額は1,409万円であります。

補正の内容といたしましては、学校で提供される給食や寮で提供される寮食等につきまして、これまでどおりの栄養バランスや量の保たれた安定的な食事を提供するため、国の臨時交付金を活用し、原油価格や物価高騰による食費増額分を支援するものであります。

対象は、五ヶ瀬中等教育学校、県立特別支援学校、地区生徒寮、県立高等学校生徒寮及び宮崎東高等学校定時制の給食や寮食等でございます。

続きまして、表の中段、(事項)学力向上推進の説明欄1の新規事業「世界と繋がろう!高校生海外留学支援事業」につきまして、5,733万6,000円を計上しております。

1段下、2の新規事業「帰国・外国人高校生に対する学習支援事業」につきまして、777万4,000円を計上しております。

1段下、3の新規事業「オンラインによる先端的学习実践研究事業」につきまして、600万円を計上しております。

また、3段下の(事項)産業教育振興費の説明欄1の新規事業「宮崎の産業を支える高校生協働活動事業」につきまして、481万6,000円を計上しております。

資料の8ページを御覧ください。

新規事業「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業」であります。

事業の目的は、海外留学の促進、国際理解教育の推進を通して地域や県内企業を支え、宮崎から世界へ挑戦するグローバル人材の育成を目指すこととしております。

(1)の事業内容について説明をいたします。

①の高校生海外派遣事業の海外留学実践体験研修では、欧米コースにおきましては、高校生20人をハーバード大学やコロンビア大学などに派遣し、大学での講義は大学生との交流、プレゼンテーション等を通して国際的素養を養うこととしております。

アジアコースでは、台湾、ベトナムの高校等に県内高校生60人を派遣し、現地の学生との交流やフィールドワークなどの体験活動等を通して、国際的な視野で考える力やコミュニケーション能力を育成いたします。

高校生留学促進補助事業では、個人で海外研修を希望する高校生100人に対し、留学費用の一部を支援いたします。

次に、②のグローバル探求学習推進事業では、中学生や高校生が県内の留学生やALTと様々な活動を行うことで、留学に近い体験ができる宿泊研修——ひなたグローバルキャンプを通して、グローバル感覚やコミュニケーション能力を育成いたします。

また、グローバル高校生フォーラムでは、海外高校生とのオンラインでの交流や英語によるポスターセッションを通して、英語コミュニケ

ーション能力の向上を図ります。いずれも海外留学への参加意識を高めるための取組となります。

次に、③の国際理解教育推進事業では、高校生及び保護者を対象に、留学経験者の体験発表や「トビタテ！留学JAPAN」担当者からの説明会などを行う留学支援フェアを開催いたしまして、留学の魅力を伝えてまいります。

(3)の成果指標でございますが、本事業での派遣と国の事業等も合わせまして、3年後には、県内の高校生の約1%の260名の留学生数を目指しております。

続きまして、資料の9ページを御覧ください。

新規事業「帰国・外国人高校生に対する学習支援事業」であります。予算額は777万4,000円であります。

事業の目的は、日本語指導を必要とする帰国高校生や外国人高校生に対して、高等学校受入れから卒業までの支援体制の構築を図るものであります。

(1)の事業内容について御説明いたします。

①の「特別の教育課程」等を支える教育体制の推進では、日本語指導拠点校や連絡協議会の設置、授業研究協議会の実施などにより、指導体制の充実を図ってまいります。

②の高校生に対する日本語指導の支援では、日本語教育支援専門員の派遣やエリア生活サポーターの配置を行うことにより、支援体制の充実を図ってまいります。

(3)の成果指標であります。3年間で日本語指導を必要とする帰国・外国人生徒のうち、日本語の力について、基本的な日本語を理解することができることとされているステージ4以上の帰国・外国人高校生の割合を50%にまで上げることを目標としております。

続きまして、資料の10ページを御覧ください。

新規事業「オンラインによる先端的学習実践研究事業」であります。予算額は600万円であります。

事業の目的は、オンラインを活用し、仮想空間と現実でのフィールドワーク、遠隔講義や交流を行うことで、世界に目を向け、未来を切り開く、創造性豊かで主体的に生きる人間の育成を図るものであります。

(1)の事業内容について御説明いたします。

①の先端的な学びの実践では、京都大学防災研究所や宮崎大学など県内外の大学や研究機関と連携し、オンラインを活用した遠隔講義を行います。

また、教育系IT企業等と連携し、遠隔地のカメラと連動させたVRによる体験学習を実施したり、仮想空間において様々な学校や地域と交流活動を行うなど、最先端の技術を活用した探究活動を実践いたします。さらに、AIを用いた探究活動の評価を活用することで、生徒の探求する力を育ててまいります。

これらにより、地理的な制約を超え、新たな時代の学びを創造することができます。

次に、②の文理融合・教科等横断的な学びを実践するカリキュラム開発では、五ヶ瀬中等教育学校の特徴である6か年の教育課程の中で、五ヶ瀬中等教育学校独自の「学際探求基礎」、「学際探求」などの授業を設定し、文系や理系といった従来の枠にとらわれない新たなカリキュラムの開発を行ってまいります。

このことにより、生徒は豊かな知識と幅広い発想力を身につけ、現実社会に存在する様々な課題に対しても柔軟に対応し、課題解決に臨むことができるようになりますと考えられます。

(3)の成果指標でございますが、探究活動

の外部発表による表彰数を、現状の3件から令和7年度には倍の6件とすることとしております。

続きまして、資料の11ページを御覧ください。

新規事業「宮崎の産業を支える高校生協働活動事業」であります。予算額は481万6,000円あります。

事業の目的ですが、複雑で予測困難な時代にあって、高校生にDXに関する知識や技術を身につけさせ、生徒同士が連携して地域産業の課題解決につながるプロジェクト学習を行うことで、宮崎の産業を支える人材育成を目指すものであります。

(1)の事業内容といたしまして、①の「ビジネスの基礎を知ろう」では、知的財産権やクラウドファンディングなど、ビジネスに関する基礎的なことを学ぶ講座を実施いたします。

②の「デジタル技術を深めよう」では、職業系学科に整備していただきましたDX装置を活用して、職業系学科だけではなく、普通科も対象にした外部のエキスパートによる技術支援学習会を実施し、他学科の学びに触れる機会をつくとともに、学校と産官学や地域とが連携した地域課題解決に向けたプロジェクト学習を行ってまいります。

③の「DXへ発展させよう」では、①、②を受講した普通科や職業系学科の生徒が協働してビジネスプランを企画し、チームとして継続的な研究活動を続けることにより、ビジネスプランを完成させ、発表会を実施いたします。

また、各種コンテストや商談会にも挑戦することで、学校や地域の連携によるキャリア教育にもつながる活動にしてまいります。

(3)の成果指標であります。日本政策金融公庫主催の高校生ビジネスプラン・グランプリ



りに挑戦いたしまして、ベスト100入賞を目指します。なお、ベスト100に入賞できる確率は、応募数の2%程度となっております。

○横山特別支援教育課長 常任委員会資料の12ページを御覧ください。

表の上から2段目、一般会計の補正額は1億2,221万4,000円の増額をお願いしております。

表の右から3列目、補正後の額は6億235万3,000円となります。

補正の内訳であります、資料の13ページを御覧ください。

中ほどの説明欄、新規事業「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」につきまして、1億700万円を計上しております。

一番下の段の説明欄、新規事業「特別支援学校防災設備整備事業」につきまして、1,521万4,000円を計上しております。

資料の14ページを御覧ください。

新規事業「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」でございます。令和5年度の予算額は1億700万円をお願いしております。

資料にはございませんが、事業の背景について御説明いたします。

知的障がい特別支援学校におきましては、在籍者数が増加しており、教室不足等の課題が生じております。

中でも軽度の知的障がいのある生徒の割合が増えており、中度、重度の知的障がいのある生徒との障がいの程度の差が大きいことから、一人一人に応じた学びが困難な状況にあります。このことは、職業教育や就労支援にも影響しており、就職率の低さにもつながっております。

そこで、資料にお戻りいただきまして、事業の目的であります、県内初となる高等特別支援学校を設置し、知的障がいの程度に応じた職

業教育を充実することにより、就職率の向上を図るとともに、地域就労の促進及び共生社会の実現を目指すものであります。

事業の概要を御覧ください。

(1)の事業内容であります、地域就労を促進できるよう、県内4地区に高等特別支援学校を設置したいと考えております。

県央地区につきましては新設を考えており、県北、県西、県南の3地区におきましては、共生社会の実現に向けた生徒同士の交流ができるよう、県立高等学校への併設を考えております。

併設校につきましては、空き教室の状況等から、県北地区につきましては延岡商業高等学校、県西地区につきましては都城商業高等学校、県南地区につきましては日南高等学校を選定しております。県央地区につきましても併設を検討しましたが、他の地区よりも学級数が多くなることが想定されますことから、併設できる高校がなく、みやざき中央支援学校敷地内への新設を考えております。

なお、この整備に併せまして、老朽化の著しいみやざき中央支援学校と近隣の明星視覚支援学校の寄宿舎を、明星視覚支援学校の敷地内に総合的に整備したいと考えております。

整備後の効果につきましては、右側の枠囲みにありますとおり、一定数の生徒が高等特別支援学校を選択することによって、教室不足の解消や実態に応じた学びの充実が図られます。また、今回整備する4つの高等特別支援学校を拠点に、各地域の特別支援学校の高等部が連携して、職業教育に関する専門的な授業や情報を共有することで、県内全ての特別支援学校の職業教育の充実も図られ、全体の就職率の向上にもつなげることができると考えております。

(2)の事業の仕組みであります、令和5

～6年度に基本設計・実施設計等、令和7～8年度に建設工事等といった流れになるものと考えております。

(3)の成果指標としましては、特別支援学校の就職率を令和11年度には45%まで向上させたいと考えております。

事業の期間は、令和5年度から令和8年度までと考えております。

続きまして、資料の15ページを御覧ください。

新規事業「特別支援学校防災設備整備事業」でございます。予算額は1,521万4,000円をお願いしております。

事業の目的であります、各特別支援学校の障がい種や実態に応じた設備を整備することで、被災時の迅速な情報伝達・避難を行える環境や医療的ケアが必要な幼児児童生徒が被災時も継続的な支援が受けられる環境を整備するものです。

事業の概要を御覧ください。

(1)の事業内容につきまして、①、聴覚特別支援学校情報表示システム設置では、聴覚特別支援学校の校舎内に右側のイメージ図のような情報表示システムを設置いたしまして、災害時に迅速な情報伝達を行える環境を整備します。

②、災害時用備品購入では、災害時等でも医療的ケアを継続的に行うための非常用電源や肢体不自由のある児童生徒が迅速に避難するための階段避難車を整備します。

(3)の成果指標としましては、情報表示システムを県内に2校ある聴覚特別支援学校に、非常用電源を分校1校を含め13校全ての特別支援学校に整備することとしております。

また、肢体不自由の生徒が在籍する特別支援学校で、津波等の災害の際に階段を使った避難が必要な9校への階段避難車の整備としており

ます。

○久保教育政策課長 続きまして、宮崎県教育振興基本計画の変更について御説明いたします。

常任委員会資料の16ページをお開きください。

2月議会での常任委員会におきまして、次期計画素案を報告させていただいたところですが、その後、パブリックコメントや教育委員会での御意見を踏まえまして、計画案を取りまとめましたので、現行計画からの変更について、特別議案の御審議をお願いするものでございます。

まず、資料の一番上、1、計画変更の考え方ではありますが、これまでの計画での成果や課題、本県の社会情勢や子供を取り巻く環境の変化、そして、国の教育振興基本計画や本県の総合計画における内容等を踏まえまして、より実効性のある計画となるよう見直しを行うものでございます。

2の計画の概要であります、(1)～(5)に記載のとおり、第1章から第5章までの構成としております。

まず、(1)の第1章、計画の策定に当たってでございますが、①にあります計画の性格は、教育基本法に基づき、地方公共団体が策定の努力義務を負うものでございまして、県の総合計画の部門別計画でもございます。

②の計画の期間でございますが、令和5年度から令和8年度までの4年間となります。

(2)の第2章、本県教育の現状につきましては、幼児期の教育、学校教育、生涯学習と家庭・地域の教育、文化芸術・スポーツ活動、この4分野ごとに現状をまとめております。

(3)の第3章、本県が目指す教育の姿ではありますが、①のスローガンにつきましては、これまでの計画に引き続き、「未来を切り拓く心豊

かでたくましい宮崎の人づくり」としております。

②の基本目標につきましては、7つの分野に整理し、その下に19の施策をひもづけております。項目等については、後ほど御説明いたします。

(4)の第4章、施策の展開及び(5)の第5章、計画の推進に当たってにつきましても、後ほど、資料19～21ページで御説明いたします。

続きまして、資料17ページを御覧ください。

3、経緯等でございますが、昨年度から記載どおりの経緯で作業を進めてきたところでございます。中高生や特別支援学校生、大学生などの意見聴取を行いますとともに、外部有識者や関係者を交えた基本計画の策定懇話会を開催するなど、幅広く意見を聞きながら見直しの作業を進めてきたところでございます。

次に、4、県民からの意見、パブリックコメントへの対応であります。

今年の3月16日から4月14日にかけて、次期計画素案に対するパブリックコメントを実施したところ、3名の方から9件の御意見をいただいております。

主な意見の要旨と県の考え方を記載しておりますが、1番目の教科等横断的といった文言の修正の御指摘、2番目の金融経済教育についての御提案、資料18ページに移っていただきまして、3番目の職業教育の充実に関する部分につきまして②の知識・技能の文言修正の御指摘といったものになっております。

これに対しまして、1番目と3番目の2か所の文言修正の御指摘につきましては、指摘どおり修正いたしまして、その他は県としての考え方を提示しております。

最後に、5、素案からの変更点でございますが、

大きく3点ございます。

まず、1点目としまして、国の教育振興基本計画の答申内容等の補足説明資料を追加しております。

2点目としまして、第2章、本県教育の現状の中で図表を載せておりますけれども、そのデータ値を最新の令和4年度のものに更新しまして、それに伴い分析文言を修正しております。

また、3点目としましては、推進指標の現状値を確定いたしまして、目標値を設定したところでございます。

続きまして、資料19ページを御覧ください。

計画全体の概要図でございます。

それから、資料20ページから21ページにかけて、資料19ページに記載しております施策にぶら下がっている主な取組を載せたものでございます。

まず、資料19ページの概要図で説明いたします。

左側の一番上にあるスローガンの下に、目標1から目標7までの7つの基本目標と、その右側に19の施策を体系づけております。

左端の7つの目標を簡単に説明いたしますと、目標1から目標3までは、豊かな心や確かな学力を身につけさせる、郷土愛を醸成する、時代の変化に対応し、世界を視野に活躍する人材を育成するなどといった、主に学校教育に係る施策を取りまとめたものでございます。

また、目標4につきましては、スポーツの振興や健康づくり、目標5は生涯学習や文化の振興といった児童生徒だけでなく、幅広い世代に関わる施策を取りまとめたものでございます。

さらに、目標6は、学校の業務改善や教職員の能力向上を、目標7は、学校を取り巻く環境整備の充実や、地域や家庭との連携・協働など

に係る施策を取りまとめたものでございます。

これらの施策の中で、新しい視点で構築したものの、取組内容の充実を図ったものなど、主だった施策について、20～21ページの資料で説明します。

まず、資料20ページを御覧ください。

左下の施策3、全ての児童生徒に応じた教育機会の確保でございますが、一番上の丸で、いじめや不登校、中途退学等への対応の充実に向けた取組を盛り込んであります。

また、真ん中の列の一番下の施策6、教育の情報化の推進におきましては、ICTの活用による児童生徒の資質・能力の育成、教職員の指導力向上などに向けた取組を新たに盛り込んでおります。

資料21ページに移っていただきまして、左上の施策10、幅広い世代でのスポーツの推進でございますが、4番目の丸の令和9年度に本県で開催されます国スポ・障スポ大会に向けた競技力向上の取組を新たに盛り込んでおります。

そのほか、真ん中の列の上から2番目の施策15、学校における働き方改革の推進におきましては、1つ目の丸で、学校の機能を高めるための学校業務の改善を設けておりまして、先生方が健康で誇りややりがいをもって能力を発揮できる環境の整備・充実といった取組を載せておりますし、2つ目の丸の部活動の地域移行に向けた環境整備につきましましては、公立中学校における休日の部活動の段階的な地域移行に向けた取組などを新たに盛り込んだところでございます。

なお、その他の施策・取組につきましても、それぞれ新しい内容を加え、充実を図ったところでございます。

続きまして、資料19ページの概要図にお戻り

ください。

資料の右側にあります推進指標につきましては、これまでの計画の24指標から、今回43指標と大幅に増やしたところでございます。

この表の右端に令和8年度の目標値を設定しておりますけれども、この目標値の基本的な考え方としましては、まず、一番下の目標7、一貫性のある教育推進のため、異校種間の連携に取り組んでいると答えた学校の割合を項目として上げておりますが、こういった学校における取組の有無を指標としているケースにつきましては、原則、右端にありますように100%を目指すこととしております。

それ以外の目標1から目標6までは児童生徒でありますとか、県民向けのアンケート調査結果を目標値としております。また、目標3のように、児童生徒の実数等を目標値としているケースがございます。こういったものにつきましては、現状よりもさらなる努力でございますとか、工夫をすることで、達成できる水準に設定したところでございます。

この資料では、各目標ごとに主な1指標だけを掲載しておりますけれども、実際は43指標を設定しております。

この中で言いますと、例えば目標2は、教職員のICT活用指導力の向上を把握していく必要があります、この指標としましては、授業にICTを活用して指導する能力に関する項目で、「できる」、「ややできる」と答えた教員の割合を設定しております。

目標3のグローバル化に対応した人材の育成の把握としましては、県内高校生の留学者数を、目標6の教職員の長時間勤務の改善の把握としましては、時間外業務時間が1月に45時間未満に該当する教職員の割合を新たに項目立てしま

して、目標値を設定したところでございます。

そのほかにも新たな指標を設けており、別冊の計画案本文の99～103ページにまとめております。

当計画に掲げました7つの目標や19の施策が実効性のあるものとなるよう、これらの目標値の達成を目指しまして、毎年度、点検・評価を行うなど、定期的に取り組の進捗状況を把握しながら、着実に推進してまいりたいと考えております。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

議案等について質疑はありませんか。

○山内副委員長 教育基本振興計画について伺います。ウェルビーイングという言葉が新しく入っていますが、教師のウェルビーイングという言葉が書かれています。幸福感ということだと思いますが、教師のウェルビーイング像は、どういうものを指しているのか、具体的に何かあれば教えてください。

○久保教育政策課長 教師のウェルビーイング像と言いますか、具体的な姿はなかなか表現しづらい部分がありますけれども、子供たちのウェルビーイングを高めるためには、まずは、教師をはじめとした学校全体のウェルビーイング——身体的、精神的、社会的によい状態であること、幸せと感じている状態、もしくは満足感を感じている状態が必要になってくるだろうと考えております。

教師のウェルビーイングについて、私たちがなりに考えてみたところですと、働きやすい勤務環境はもちろんですが、先生としての子供たちの成長の実感、保護者や地域との信頼関係といった教師としてのやりがいや地域貢献といったものが、大きな要素になろうかと思っております。

ですので、今回の計画の中でも、そういった働きやすい環境、生徒に向きやすい環境といったものを整備していかなければいけないということ盛り込んでいただいております。

この計画にも書いていますが、先生方が生き生きと仕事をするのが、生徒や学校全体にもよい影響を与え、ひいては、地域全体、社会全体のウェルビーイング——よい状態が循環していくことになるということでございまして、教師のウェルビーイングの実現、向上も、非常に大事だと思っております。

○山内副委員長 学校現場にいましたけれども、例えば、部活動で生徒が頑張って大会で入賞するとか、もしくは、放課後や休日等、なかなか点数が取れなかった子を呼び出して指導して、次のテストでよくなったときに先生ありがとうと言われたことに、教師としては幸福を感じましたが、働き方から見ると、放課後の指導、休日の指導で、トレードオフになっている部分があると思っております。現在、先生たちは、勤務時間内でどう結果を出すのか。地域とのかかわりというのも負担になる場合もありますし、逆に、ウェルビーイングにつながる場合もあると思います。そこら辺が見えてこない、どう働いていいのか、なかなか分かりません。いろいろ難しいけれども、働き方改革の中で、宮崎県の教育がどういう方向に進んでいくというのがあれば、教えていただきたいと思ったところです。

○大山教職員課長 教師としてのウェルビーイング、のびのびと、生きがいを持って働いていただける環境づくりについては、大きく2つ、働き方改革と、もう一つ、人材の確保等があると思っております。

働き方改革につきましては、これまで4年間

ほどプランを立ててやってきた成果が大分出てきておりますけれども、時間外勤務が80時間を超えていらっしゃる方も一定数いらっしゃいます。

そういったところについては、短期的な取組として、具体的な業務の改善——専門スタッフとスクールサポートスタッフ等が最近入っておりますので、こういった方を充実させていく。また、学校のあるべき姿、例えば小学校で言いますと、一部教科担任制を進めていく、もしくは、部活動の地域移行等もしっかり検討をしていく必要がある。働き方改革については、そのような形で進めていきたいと思っております。

○西村委員 「世界と繋がろう！高校生海外留学支援事業」について、「本県初」とありますが、今までもいろんな海外との交流事業、海外に送り出す支援はあったと思いますが、どの辺が本県初なのでしょうか。

○間曾高校教育課長 御指摘いただきましたように、これまでも、海外に子供たちを派遣する事業はございましたが、今までは国のお金を使わせていただいております。また、官民一体で行っている「トビタテ！留学JAPAN」を使わせていただいております、「本県初」というのは、県費で派遣をさせていただくことが初ということで書かせていただいているところでございます。

○西村委員 内輪の話ですね。実際、子供たち、もしくは保護者にとっては、どういう事業にせよ、こういう支援事業があることは非常に喜ばしいことだと思います。

まず、①にありました高校生海外派遣事業の体験研修だったり、留学補助事業は、例えば所得制限みたいなものがあるのか。例えば、この補助事業だけでお金が足りない家庭、生徒に、

優遇される貸付制度のようなものがあるのか、そういうものがあるのか教えてください。

○間曾高校教育課長 ①のア、イの体験研修と補助事業につきましては、所得制限等は設けておりません。

欧米コースにつきましては、1人当たり55万円の補助を考えておまして、自己負担を10万円ほどお願いしたいと考えているところです。

また、アジアコースにつきましては、1人20万円の補助、自己負担額10万円以内と考えているのですが、これまで各学校で希望者が留学した事例等を確認しましたところ、おおよそではありますけれども、欧米コースの場合、大体65万円あれば10日間の留学は可能ですし、アジアのほうも、20万円プラス10万円あれば十分に留学の成果を上げることができると考えているところでございます。

○西村委員 海外と交流するきっかけをつくると考えると、この事業であったり、「トビタテ！留学JAPAN」という制度はいいと思いますが、何のためにと考えたときに、外国、外国文化との交流だけだとしたら、単発でこの支援事業をやるのはもったいないと思います。例えば語学力があっても海外にも興味があるけれども、残念ながら親の都合で10万円、20万円が用意できない家庭もゼロではないと思うし、当然ながら本格的な留学を考えたら、先ほどの金額どころではないお金がかかってしまいます。例えば、その子供たちが1年間、2年間、本格的に留学をしたいというときに、奨学金貸与事業みたいなもので資金を貸して後で回収するとか、その生徒が宮崎県内企業で就職したり、公務員になったりして、宮崎県のためにスキルを生かしていくということであれば、返済は不要にするとか、そういったものをつくってこそ、本県初の事業

じゃないかなと私は思うんです。

1年だけお金を用意して、留学に行かせる、きっかけづくりもゼロではないです。でも、この子供たちが、いい経験したな、いい勉強したな、次はこれを生かして都会の大学、都会の英文科に行こうと、そのまま宮崎県に帰ってこなければ、本県の発展に寄与しているかも分からないです。人材育成というのは、その子供のためでもありますけれども、公費でやる以上はしっかりと宮崎県のためにもなってもらいたい。結果的にその子供が帰ってくるか分かりませんが、県費を使うのだったら、もっとしっかりと二の矢、三の矢まで考えたプランがないと、この子供たちのためにもならないのではないかと思います。その辺りはどうでしょうか。

**○間曾高校教育課長** 平成29年の調査ですけれども、宮崎県の留学の割合は0.61%、全国44位という状況でございました。全国の平均は1.43%で、宮崎県の倍以上の留学率でございます。そこで、今回の事業につきましては、あくまでも留学のきっかけ、そして海外留学の機運を高めるというところを一つの目標とさせていただいております。

また、海外でいろんなことにチャレンジする、あるいは多様な人と関わるといった経験をした子供たちが宮崎に戻ってきて、宮崎県の産業に寄与する、そういう人材を育成したいという思いでこの事業をつくっているところでございます。

**○井本委員** 私は、県内の高校生が宮崎県にとどまらないといけないという、そんな狭い考えではいけないと思います。坂本龍馬だって江戸に行ったからこそ、あんなでかいことできた。考え方の違いですけれども、地域や県内企業を支えるようなとは言わないで、もうちょっと大

きな人材を育てるようなことを言ってもいいのではないかとそんな気がします。

それはともかく、確かにグローバルな視点を持つことのできる人間を育てようという思いがあるんだろうと思いますけれども、そのためには独立心、自立心を育てる必要がある。私が県議会議員になった頃、先生が夏休みに中学生を5～6人集めて、京都府ぐらまでの距離をヒッチハイクで行ってこい、向こうで会おうということで、先生も自分でヒッチハイクして行っただけです。先生は、途中で事故が起きないか心配しますが、無事集まり、夏休みが終わって、その5人の顔を見ると、顔が全然違う、自信に満ちています。だから、確かに危ないけれども、ある程度そういうものを痛感しないことには、人間の自立心はつかないのではないかという気がするんです。

ですから、例えば自分でコースを決めるとか、自分で会いたい人を決めるとか、飛行機のチケットは自分で手配するとか、そういうこともある程度させて、自立心を養うということをやってもいいのではないかという気がします。

私も学生時代に2年間世界を放浪していて、自分としてはよかったのではないかと考えています。だから、できるだけ若いうちに世界を見てくることは大賛成なんです。

年を取って余裕ができてからだと、人間の柔らかい感受性が薄れてしまう。若いうちの感受性を刺激するために、世界を見る。私の感覚では、アメリカよりもヨーロッパの方がいい気がします。ヨーロッパは歴史があります。だから、ヨーロッパを見て歩くだけでも刺激になるという気がします。

欧米とアメリカと両方とも行くようになっているのですか。

○間曾高校教育課長 今はアメリカを考えております。

○井本委員 アメリカでもいいですけども、どちらかというとヨーロッパのほうが勉強になる。悪くはないけれども、やっぱり歴史のあるヨーロッパのほうが見がいがあるような気がします。

基本的にはいいと思いますから、ひとつ頑張ってください。

○間曾高校教育課長 御意見ありがとうございます。自分でプログラムをつくるというところですけども、「トビタテ！留学JAPAN」、それから今回の事業では、個人でつくったプログラムに補助をさせていただくことになっております。

また、日本のスーパーグローバル人材と申しましょか、そういった人材としてしっかりと育てつつ、地元のよさにもしっかりと気づくようなローカルの視点も持ち合わせた人材を育成してまいりたいと考えているところです。

○齊藤委員 「世界とつながろう！高校生海外留学支援事業」についてお尋ねします。

私も、この事業に関してすごく期待をしている一人ですけども、先日、欧米コースに関しては、ハーバード大学、コロンビア大学とお聞きしましたけれども、この2つの大学を選考した理由を教えてください。

○間曾高校教育課長 これまで大宮高校を中心に、WWLという国の事業を行っておりまして、この事業で既にハーバード大学やコロンビア大学とネットワークができております。新たに構築するのではなく、これまで培ったそのネットワークを生かして留学させていきたいと考え、この設定にさせていただいております。

○齊藤委員 アジアコースに関しては、台湾、

シンガポール、ベトナムとお聞きましたけれども、この3か国を選考した理由と、具体的に学校が決まっていれば、その辺の詳細も教えてください。

○間曾高校教育課長 台湾、ベトナム、シンガポールにつきましても、先ほどのハーバード大学やコロンビア大学と同様の理由でございまして、これまで出来上がっているネットワークを生かしたいと考えているところです。

学校名につきましては、後ほどお答えさせていただきます。よろしいでしょうか。

○齊藤委員 国際化という言葉は、40年ぐらい前に私も高校に通っていた頃から、ずっと聞いてきています。けれども、実際、40年たった今でも、私の周りに世界を知っている大人は、そんなにたくさんはいません。この事業を進めることによって、種まきになって、例えば、これを経験した生徒たちが教員になったり、起業家になって、若い人たちに対して世界を見るべきだと言うような指導者になってくれることを期待していますけれども、現時点で、県内の高校で、世界について話ができるような先生は、どれぐらいいらっしゃるのでしょうか。

もっと言うと、子供たちにこういった事業を勧め、身近なところではなく、世界に目を向けて、世界から日本を見つめ直すといったことを語れる先生は、私が学校に行っていたときには、正直いらっしゃいませんでした。PTA活動にずっと関わりながら、先生たちと交流する中で、現在もそこまでいらっしゃるのかと思いますが、その辺をどう見ていらっしゃいますか。

○間曾高校教育課長 具体的な数字を調べているわけではございませんけれども、以前に比べ、少しずつ増えてきていると思っております。

また、地域の大人がなかなか話せない場合も



ありますけれども、いろんな催しを行って、県内で留学を体験した先輩でありますとか、大学生でありますとか、あるいは教員でも、留学を実際に体験した人が話をする機会もしっかり設けていきたいと考えております。

先ほど御質問のありました学校名ですけれども、シンガポールがシンガポール国立大学、ベトナムがグエン・タット・タイン高等学校、台湾が高雄高級中学となっております。

○齊藤委員 次に、特別支援学校の防災設備整備事業についてお伺いしますけれども、これを整備されることは本当に喜ばしいことだと思っています。

お尋ねしたいのは、特別支援学校に通われる生徒の災害時の避難は通常の高校と違って大変だと、この事業を見ながら想像したんですけれども、日頃から訓練みたいなことはされているのですか。

○横山特別支援教育課長 特別支援学校は13校ございますが、全ての学校で日頃から避難訓練を行っております。中には、地域と連携して避難訓練を実施したりといった工夫をしている学校もございます。

○齊藤委員 「未来を創る！高等特別支援学校整備事業」で、一番下の就職率の向上を24.3%から45%に持っていくと書かれていますけれども、どんな計算をされているのか教えてください。

○横山特別支援教育課長 視点が2つございまして、1つは高等特別支援学校に入学した生徒につきましては、就職率100%を考えております。あわせて、一般の特別支援学校の高等部の卒業生についても、1つの学校につき2人から3人の就労者がいるという計算で、合計で45%としているところです。

○齊藤委員 後半のところがちょっと理解できませんでした。

○横山特別支援教育課長 後半の部分ですが、今回つくろうとしているのが、高等特別支援学校という学校になります。現在も、特別支援学校には高等部というものがございまして。高等特別支援学校ができた後も、各特別支援学校にはこの高等部が残ることになります。高等特別支援学校に行った子供たちは就職率100%を目指してまいります。これまでの特別支援学校の高等部に在籍している子たちについても、職業教育を充実いたしまして、1つの学校につき2～3名の一般就労ができる生徒が出ると想定しまして、全体で見たときに、45%になると計算しております。

○齊藤委員 最後に、県の教育振興基本計画のことでお尋ねしたいのですが、資料16ページで、本県教育の現状ということで、「幼児期の教育」、「学校教育」、「生涯学習と家庭地域の教育」、「文化芸術・スポーツ活動」の4分野ごとに分けていることを、ぱっと見たときにすごくいい分け方しているという印象があります。

その中でお尋ねしたいのは、ここ最近、若い方たちの犯罪が続いている、増えていることに関してです。社会の一人の人間として、若い人たちの命に対する捉え方は、我々の時代と変わっているのだろうか。でも、実際自分が見てきた子供たちは、決してそんなことはないのです。

計画の前半で、命の教育についても触れられていますが——抽象的ですが——この計画の中で、宮崎県の子供たちに対しどのように命の大切さを訴えていこうとしているのか、お聞きします。

○永井人権同和教育課長 命を大切に教育の推進としまして、本県ではこれまでも夏休み

明けに児童生徒が元気に笑顔で登校できるよう、毎年、夏休み前の7月1日から7日までを宮崎県命の教育週間と設定し、この期間を中心として、各学校におきまして、命を大切にす教育を重点的に行い、県下一斉に命の大切さについて考える機会を設けてまいったところです。

具体的な取組で申し上げますと、例えば、参観日に一斉に道德の授業を行って命の尊さについて考えたり、避難訓練を実施することで命を守る方法を学んだり、または不安や悩みがあるときには相談してもいいというようなこと——SOSの出し方に関する教育を実施するなど、各学校で工夫をした取組を行ってきたところでございます。

今後、こういった取組を一層充実させ、進めていきたいと考えているところです。

**○齊藤委員** 私の知っている先生は、動物を通じて子供たちに命の大切さを教えていらっしゃいます。我々の子供時代は、学校でウサギを飼ったり、カメを飼ったりしていたけれども、衛生面とかいろんな理由で、だんだんできなくなっていることは理解していますけれども、それでも動物を通じて命の大切さを教えていくことは、私はすごくいい手法だと思っています。その辺りは、この計画の中では一切触れられていないのですか。

**○永井人権同和教育課長** 命を大切にす教育の推進、関連事業として、福祉部局と連携しながら実際に動物と触れ合う機会を設けている学校もございますので、今後も引き続き連携しながら進めたいと考えております。

**○齊藤委員** 家庭・地域の教育という面で、学校の先生たちを見ていると、先生たちの許容量を超えたいろんなニーズが集まりすぎて、地域の力を活用しないと、学校経営がとてもできな

くなっていると感じてはいますけれども、その辺りについて、どのように捉えていらっしゃるのか。

あと、一時期、親学という言葉が聞かれましたが、全てとは言いませんけれども、先生方からすると子供を教える前に子供の保護者にも教育していかないと学校の運営が大変だという事実を認識している者として、その辺りについて、この計画の中で何か触れられていれば教えてください。

**○猪野生涯学習課長** 地域でどのように学校を支えていくかというのは、大切なことだということ認識しております。

そこで、前教育振興基本計画から引き続いて、学校と地域が一体的に教育を進めることを推進しているところでございます。

具体的に申し上げますと、コミュニティスクールと地域学校協働活動を一体的に推進していくということです。

現在、学校の課題は多様であり、複雑化しております。また、同じように保護者も、生活体系等が変わったりして、子育てに非常に苦労する方もいらっしゃると捉えております。

2番目の御質問になりますが、県民みんなで家庭教育を応援していこうという事業に取り組んでおりまして、今回の教育振興基本計画にも盛り込んでおりますし、いわゆる家庭教育をサポートするようなプログラムを活用して、サポーターを派遣するような事業を展開していきたいと考えております。

**○山内副委員長** 関連していいですか。命の教育に関して、昔は豚を育てて食べるというのが一時期話題になったこともありましたが、今も動物と触れ合うことをやっているところがあってそのような取組を進めていくということ

でしたが、全国的には、休日の餌やりとかそういう理由で、少なくなっている傾向にありますけれども、本県としてはそれを残してやっていこうという理解でよろしいですか。

**○永井人権同和教育課長** 命を大切にす教育の推進におきまして、動物や植物と触れ合う機会を設けていくことは非常に大切であると考えております。いろいろな教育活動の中で、動物と触れ合ったり植物と関わったりする活動はございますので、そういったことは今後も引き続き進めていくように考えておりますが、学校の中で動物を飼育したり、植物を栽培していくようなことは、先生方の働き方改革といったこととも関連しますので、十分検討しながら進めていきたいと考えております。

**○井本委員** 私は、人生の中でも子供の頃の教育が一番根っこにある大切な教育じゃないかという気がします。私も76歳ですけれども、人生の中で、何が一番自分をつくり上げているかと考えると、母親、父親、特に母親から愛されたということが結局一番大きい、それが土台になっているという気がします。そういう意味では、母親からの教育を大切にすることを応援されているのはすばらしいので、ひとつやっていただきたいと思うけれども、保育所とか幼稚園との連携といったことを考えてもいいという気はしますが、その辺はどうなっていますか。

**○田中義務教育課長** 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で非常に重要だといわれております。

今、就学前の教育と学校教育をどうつなぐかが非常に重要であり、5歳児と小学校1年生をどうつないでいくのか——架け橋プログラムということもいわれております。そういう取組も行われておりますので、小学校から中学校、高

校へと円滑な学びをつなげていくような取組を推進していく必要があると思っております。

**○井本委員** 具体的にそういう教育、連携をしているのですか。

**○田中義務教育課長** これまで幼稚園・保育所側からは、小学校に向けてのアプローチカリキュラムというものをつくっております。学校側はそれをどう受け止めてスタートしていくのかというスタートカリキュラムというのをつくっております。これは、当然連携しながらつくっているものですが、そこがうまくかみ合っていないというところが課題としてございましたので、就学前と入学後をしっかりつなぐような役目として架け橋プログラムがあります。

**○井本委員** 分かりました。しかし、私が言っているのは、幼児教育と小学校の教育をつなぐ話ではあるけれども、幼児教育そのものをもっと徹底してすべきじゃないのかということです。小さい頃は、非認知能力が形成される時期で、そこに対する母親の影響が一番大きいと思っただけで、母親は今、共働きでなかなか一緒にいることが少なくなってきたから、それを受け持つのは幼稚園、保育所ではないかと思うのです。特別に知的な教育をするべきだとは言っていないのです。本当に自分は愛されている、自分が実存としてどっしりしたもののなかにあるという感覚が一番大切じゃないのかという気がするのです。その辺を大切にすること、教育委員会と連携してやってもいいのではないかと思います。どうでしょうか。

**○田中義務教育課長** その点につきましては、非常に重要な視点だと思っております。子供の非認知能力を目指す10の姿として、例えば自立心とか協働性とか、あるいは社会生活との関わりといったような姿をしっかり育てようという

取組も行われております。その取組の中で家庭というものが非常に重要な役割を担うと考えておりますので、教育委員会と福祉部局としっかり連携を取りながら進めてまいりたいと思っております。

○黒木教育長 生涯学習という言葉が話題になっておりますが、今までベクトルがどうしても上のほう——学校を出た後、社会の中で年を取った後とかばかりに行っており、よくなかったと思っております。

幼児教育も生涯学習であり、ベクトルは下のほうにも向けなくてはいけないと思っております。家庭、幼稚園・保育所を含め、就学前の子供たちの学びがどうあるべきか、私たちの視点自体も改めて見定めていく必要があります、その中で人格形成につなげていくことが大事だろうと思っております。

○前屋敷委員 補正予算による県立学校の給食費の支援は、大変大事なことだと思いますが、地区の生徒寮は県内には何か所あるのですか。

○畑中財務福利課長 生徒寮については、今、県内に6か所ございます。

○前屋敷委員 地域を教えてください。

○畑中財務福利課長 内訳としましては、高千穂町に1か所、延岡市に2か所、日向市に1か所、西都市に1か所、宮崎海洋高等学校の生徒寮ということで、合計6か所ございます。

○前屋敷委員 今回、オンラインによる先端的学習実践研究事業とか幾つか新規事業を行いますが、直接これらの予算との関わりはないですけれども、デジタル化が進められる中で、当初、小中学校生にはタブレットを1人1台でしたが、高校生には3人に1台という状況でしたけれども、今もそれは変わりはないのか、1人1台になったのか教えてください。

○久保教育政策課長 令和3年度までに、高校は2人に1台まで整備が進みましたが、高校卒業後のことも踏まえて、具体的に考えていかなければいけないということで、令和4年度の入学者からは自分の負担で御購入していただいて、今2年生まで、1人1台の端末を整備している状況になっております。ただ、経済的な理由でなかなか購入が難しい生徒もいますので、3,400台の貸与用の端末を整備しているところでございます。

○前屋敷委員 1人1台を購入するというところで、自己負担はどのくらいになっていきますか。

○久保教育政策課長 御自分で持っているタブレットをそのまま持って来ていいという学校もございますし、購入される場合は、機種等によってそれぞれ違いますけれども、具体的には、3万5,000円から6万9,000円ぐらいの金額になると把握しているところでございます。

○前屋敷委員 かなりの負担になりますよね。2人で1台では、限られた時間でしか使えないですし、全国的にもこういう状態だというような話は聞いています。

高校教育は、義務教育ではありませんけれども、それなりの整備がされた上で成り立つのではないかと思います。今後の課題になるかと思いますが、状況を聞かせていただきました。

それから、高等特別支援学校の整備について、先ほどの質疑の中で、これまであった高等部とのすみ分け、違いは分かったのですけれども、学校を卒業した後の就業、生活の自立をしていくという点で、就職できるということが大事なことで、特別支援学校の整備で職業教育の充実がなされることは確かに前進だと思います。

親御さんからは、職業教育だけに特化してしまうのではないかと、これまで高等部でいろいろ

な知識を学んでいたがおろそかになってしまうのではないかと心配の声も聞いたところで、そういう面もあるなと思ったのですけれども、職業教育の充実がどの程度の割合で進んでいくのか。職業訓練校ではないだろうと思うのですが、その辺の兼ね合いを教えてくださいませんか。

**○横山特別支援教育課長** 高等特別支援学校の職業教育の割合ですが、高等特別支援学校は一般の特別支援学校の高等部と違いまして、産業教育に関するカリキュラムを入れてまいります。例えば、教科としての農業ですとか、教科としての福祉ですとか、そういった教科が入ってまいります。そこが特別支援学校の高等部との違いであり、そういったところを充実することも非常に大事なのですけれども、併せまして、卒業後の自立に向けた能力を培うための内容として、特別支援学校では自立活動の指導というものを実施しておりますが、高等特別支援学校におきましても、実施するように検討しているところです。この指導の中で、本人の障がいの特性に応じた生き方について必要な力をつけていくよう、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

**○前屋敷委員** 職業教育というのも将来に向けて大事になりますので、そこを重視しながら、併せて基本的な教育も軽んじられないようにしっかりと行っていただきたいと思っております。

それから、資料15ページの防災設備の件ですが、一番下の階段避難車の整備で、特別支援学校13校のうち9校で整備することになっていますが、残りの学校については、別段必要ないのですか。

**○横山特別支援教育課長** この階段避難車は、肢体不自由のある児童生徒が被災時に階段を使って迅速に避難できるように整備するもので

ございます。

今回対象となっていないのが13校中4校ですが、この4校の内訳といたしましては、まず肢体不自由の児童生徒が在籍していない特別支援学校——都城さくら聴覚支援学校と明星視覚支援学校になります。残りの2校につきましては、校内に階段がない学校——2階に教室がない学校になります。具体的には、みなみのかげ支援学校と清武せいりゅう支援学校になります。この4校については階段避難車を整備しないという状況でございます。

**○山内委員長** 関連して、高等特別支援学校について、産業教育も入ってくるのが通常の高等部との違いということでしたけれども、そもそも高等特別支援学校というものがそういうものなのか。それとも、宮崎県の教育委員会の方針として、宮崎県では、高等特別支援学校は産業教育に力を入れていく学校であるという位置づけをしているものなのかを教えてください。

**○横山特別支援教育課長** もともと高等特別支援学校と申しますのは、高等部のみを置く特別支援学校の総称となっております。全国にいろいろな形態の高等特別支援学校がございますが、ほとんどの高等特別支援学校が、本県と同じように職業教育に力を入れる教育課程を編成しております。本県もそのような形で職業教育に力を入れた高等特別支援学校の設置を目指していきたいと考えているところです。

**○山内委員長** 成果指標として、高等特別支援学校の就職率は、いずれ100%を目指したいという話を先ほど伺ったときに、今後社会で生きていくために必要な力なのでそういう考え方もあるだろうと思う一方で、就職は目指さなくても学びたいという生徒、保護者の方が入学を御希望された場合は対応できないのかという疑

問が浮かんだのですが、その点に関してはいかがでしょうか。

**○横山特別支援教育課長** 本県の高等特別支援学校につきましては、入学者選抜をする方向で考えております。その際の要件といたしましては、一つは知的障がいがあるということ、もう一つが卒業後に一般就労を希望するということです。その2つの要件を満たした中で、高等特別支援学校の教育課程を十分に履修できる生徒を選抜していきたいと考えているところです。

卒業後に就職を希望していない生徒につきましては、これまでどおり特別支援学校の高等部に進学しまして、そこで本人の希望に応じた学習を進めることが可能になると考えているところです。

**○前屋敷委員** みやざき中央支援学校と明星視覚支援学校に寄宿舎を整備するという御説明がありましたけれども、規模はどのくらいなのか、そして希望者の方は全員受け入れられるのか、教えてください。

**○横山特別支援教育課長** 寄宿舎の規模ですが、鉄筋コンクリートの2階建てで約3,000平米を想定しています。定員といたしましては、50名から60名程度を想定しているところです。

現在の在籍者数は、みやざき中央支援学校が37名、明星視覚支援学校が10名、合計47名ですので、50名から60名で十分に受入れができると考えているところでございます。

**○日高委員** 帰国・外国人高校生に対する学習支援事業の対象学生とその人数は、現在どれくらいいらっしゃるのでしょうか。

**○間曾高校教育課長** 6月に改めて調査をいたしましたところ、6校に10名、対象の生徒がおられます。

**○日高委員** せっかく支援されるのだったら、

こういう体制が宮崎県にあるということで宮崎県に来ていただけると思うので、大きく発信していただきたいと思います。留学生は全く関係ないのでしょうか。

**○間曾高校教育課長** 留学生につきましては、全く別でございます。

発信につきましては、県立学校はもちろんですけれども、中学校にもしっかりと周知を図ってまいりたいと考えているところです。

**○日高委員** 海外に行ってもらうのは大事だという話がありましたけれども、せっかくこういう学習支援事業がありますので、海外から来ていただく体制も考えていただけたらと思います。

秋田県の国際教養大学では、海外から生徒を6割ぐらい受け入れていると聞きます。学校でそのぐらい留学生を受け入れると、多彩、多様な教育ができるのではないかとと思います。

**○間曾高校教育課長** しっかりと事業を推進してまいりたいと考えております。

**○山内副委員長** 県立学校給食緊急支援事業について、8月から牛乳が全国的に一斉値上げになると思いますけれども、そういうものも含んだ形で検討されているのか。値上げされたとき、今後もこういう形で出てくるのか教えてください。

**○間曾高校教育課長** 牛乳につきましては、物価上昇分も含めて積算をさせていただいているところでございます。

**○齊藤委員** 教育振興基本計画(案)の49ページ、基本目標3「ふるさとへの誇りと愛着を持ち、世界を視野に活躍する人材の育成」の施策の7として「郷土を愛し、地域社会に参画する態度を育む教育の推進」とありますが、ずっと読ませていただいて、宮崎県が輩出した郷土の偉人に関してどこにも触れられていないのです

けれども、偉人の教育はされないのですか。

○田中義務教育課長 小学校、中学校の社会で触れて、道徳の授業の中で取り上げているようなケースもございますので、偉人の学習は現在も行われております。

○齊藤委員 それは、市町村の教育委員会に委ねているということですか。

○田中義務教育課長 県が作成しております副読本がございます。3年生の副読本につきましては、地域のことを学ぶようになっております。4年生の副読本につきましては、県のことを学ぶことになっております。そのような副読本において、偉人を紹介して学習で活用している取組もございます。

○齊藤委員 確認ですけれども、県内の学校であれば、必ず授業の中で学ぶという理解でいいですか。

○田中義務教育課長 そのような認識で間違いありません。

○山内委員長 教育振興基本計画案に関連して伺います。99ページの基本目標1の表の施策2で、「小・中・高等学校等の通常の学級において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童生徒のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童生徒の割合」の現状値が、小学校9割、中学校も9割に対して、高校が47.1%と半分を切っているというのは、県立の学校の課題の一つではないかと感じていて、どうしてこういう状況なのか、背景などを教えていただけますでしょうか。

○横山特別支援教育課長 高等学校について割合が少し低くなっておりますのは、高等学校に入学する際に、自分は高等学校ではもうしっかりやれる、保護者がこの子は高等学校からはしっかり自分でやっていける、個別の教育支援計画

は必要ないと考えていらっしゃる方もいらっしゃると思います。個別の教育支援計画は、学校と保護者と一緒に作成するものとなっておりますので、そういった方々については、なかなか作成が難しいという状況がございます。ただ、そういった生徒につきましても支援は必要でございますので、支援計画はないものの、学校で先生方が本人のニーズに応じた支援を行ったりすとか、もしくは中学校から情報を得て対応したりすとか、そういったことも行っております。その中で、ニーズについて、本人、保護者と一緒に、段々と確認を取っていきながら、最終的には、個別の教育支援計画を作成する方向で取り組んでいるところでございます。

○山内委員長 今の御説明で安心したのですがけれども、御本人や保護者も自覚できていない、認識できていない、受け入れられていないというような部分もあると思いますので、時間をかけながらも、適切な教育や支援が受けられるような体制をつくっていただきたいと思います。

先ほどの高等特別支援学校の話とも通じるので質問させていただいたのですがけれども、学びたい生徒に対して適切な支援や教育がきちんと受けられるような体制づくりをしっかり今後も進めていただきたいと思います。

○横山特別支援教育課長 昨年、文部科学省が行った調査で、高等学校においても2.2%の割合で通常の学級に支援が必要な子供たちがいるという調査結果が出ておりますので、どの学校でも支援が必要な子供たちはいるという認識で先生方も対応していただいているところです。

あわせて、高校でも通級による指導——通常の学級に在籍しながら週に1～2時間程度、別室で障がいによる困難さを改善・克服する指導を受ける仕組みがあるのですが、この通級に

よる指導を充実させることもしっかりと取り組んでいきたいと考えているところです。

こういった対応により、子供たちの学びたいという気持ちにしっかりと寄り添う教育を進めていきたいと考えております。

**○山内委員長** 次に、報告事項に関する説明を求めます。なお、委員の質疑は執行部の説明が全て終了した後にお願いいたします。

**○畑中財務福利課長** 常任委員会資料の22ページを御覧ください。

令和4年度宮崎県繰越明許費繰越計算書のうち、財務福利課の4事業につきまして御説明いたします。

上から1段目、左から3つ目の事業名「臨時営繕事業」であります。これは、既存施設のうち、臨時に補修、改修が必要になった施設設備について工事を行う事業であります。令和4年度は、県立高校3校のグラウンド改修工事に係る費用につきまして、関係機関との調整に日時を要したことにより繰越しを行ったものであります。繰越額は、事業名の欄から2つ右の翌年度繰越額の欄にありますとおり5,584万1,000円であります。

次に、上から2段目、事業名「県立学校老朽化対策事業」であります。この事業は、外壁改修や屋根の防水工事などにより劣化が進んでいる県立学校の建物の老朽化対策を行う事業であります。令和4年度は、県立高校8校の老朽化対策工事に係る費用につきまして、天候不順や資材入手難により工期が不足したことや、関係機関との調整に日時を要したことにより繰越しを行ったものであります。繰越額は2億5,695万4,000円であります。

次に、上から3段目、事業名「県立学校運動場整備事業」であります。これは、県立学校の

グラウンドの維持管理や補修に加え、防球ネットの整備により周辺環境への対策を行う事業であります。令和4年度は、県立高校2校のグラウンド改修工事に係る費用につきまして、関係機関との調整に日時を要したことにより繰越しを行うものであります。繰越額は2,037万1,000円あります。

最後に、上から4段目、事業名「文教施設災害復旧事業」であります。これは県立学校及びその他の教育施設の土地、建物などの災害復旧を行う事業であります。令和4年度は、昨年度発生した台風第14号により被災した五ヶ瀬中等教育学校屋内運動場の屋根や照明設備等に係る災害復旧工事の費用につきまして、関係機関との調整に日時を要したことにより繰越しを行うものであります。繰越額は1億1,350万4,000円あります。

**○横山特別支援教育課長** 常任委員会資料の22ページを御覧ください。

下から4段目「スクールバス安全装置導入支援事業」の666万円の繰越しと、下から3段目の同じく「スクールバス安全装置導入支援事業」の378万円の繰越しをお願いするものでございます。

上の段は市町村が運行する小中学校のスクールバス、下の段は特別支援学校のスクールバスへの子供の車内置き去り事故防止に関する安全装置の導入に係る費用でございます。いずれも国の事業を受けまして、令和4年度11月定例会に上程させていただいたものですが、国の補正予算時期等の関係により、安全装置の調達に要する期間が不足することが見込まれたため、繰り越したものでございます。

**○木宮スポーツ振興課長** 同じく資料22ページをお願いいたします。



下から2段目の事業名「練習環境整備事業」であります。これは、宮崎県総合運動公園で整備を行います屋内走路新設工事や自転車競技場の改修工事などにおいて、工法の検討等に日時を要したことにより繰り越したものであります。繰越額は6億9,642万1,073円であります。

○長友文化財課長 同じく資料の22ページを御覧ください。

資料の一番下の段、事業名「文化財保存整備補助事業」であります。これは国指定史跡などの保存整備について、市町村が実施する国庫補助事業を支援するため、県費による補助を行うものであります。

今回、事業主体である市町村が資材の入手困難などの理由により工期が不足することから事業を繰り越したため、県の補助金についても繰越したものです。繰越額は356万1,000円であります。

○木宮スポーツ振興課長 令和4年度宮崎県事故繰越し繰越計算書について、資料の23ページを御覧ください。

事業名「練習環境整備事業」であります。これは、宮崎県総合運動公園で整備を行います補助球技場の照明新設工事において入札不調等により契約締結に日時を要し、工期が不足すること等により事故繰越しとなったものであります。繰越額は1億9,236万2,402円であります。

○山内委員長 執行部の説明が終了しました。

報告事項について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 その他で何かありませんか。

○井本委員 不登校特例校というのは、フリースクールみたいなものと思っていいのでしょうか。

○永井人権同和教育課長 例を申しますと、通

常の公立学校で教育課程をそれぞれ組んで授業を実施しておりますが、不登校特例校は、その教育課程を弾力的に運用することで不登校の子供たちに合わせた教育課程ができる学校ということで設置するものでございます。

ですから、フリースクールとは別に、公立の設置者が設けるものと御理解いただければと思います。

○井本委員 中身は同じようなものでしょうか。

○永井人権同和教育課長 フリースクールは、それぞれ子供の実態に合わせて、その事業所が設けるいろいろな活動に参加するという形になりますが、不登校特例校の場合は、学校としてあらかじめ教育課程をしっかりと編成した上でそれを弾力的に運用するという形で実施するものであります。

○井本委員 何校ありますか。

○永井人権同和教育課長 現在のところ、全国で24校です。

○井本委員 宮崎県にはありますか。

○永井人権同和教育課長 宮崎県には現在ございません。

○井本委員 今度、つくるんでしょうか。

○永井人権同和教育課長 今、県としましては調査研究を進めている段階でございます。

○井本委員 分かりました。

○山内委員長 よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、以上をもって教育委員会を終了いたします。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

午後2時57分休憩

---

午後3時8分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず、採決についてですが、委員会日程の最終日に行くことになっておりますので、23日に行いたいと思います。開会時刻は午後1時としたいのですが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのように決定いたします。

その他何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 何もないようでしたら、以上を持ちまして本日の委員会を終わります。

午後3時9分散会

令和5年6月23日(金曜日)

---

午後1時0分再開

---

出席委員(7人)

委員	長	山内	佳菜子
副委員	長	山内	いっとく
委員		西村	賢
委員		日高	陽一
委員		前屋敷	恵美
委員		齊藤	了介
委員		井本	英雄

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

---

事務局職員出席者

議事課主幹	黒田	真紀
政策調査課主査	西尾	明

---

○山内委員長 委員会を再開いたします。

まず、議案等の採決を行います。採決の前に、賛否も含め御意見をお伺いいたします。

暫時休憩します。

午後1時0分休憩

---

午後1時2分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、採決を行います。

採決につきましては、議案等ごとのよろしいでしょうか、一括がよろしいでしょうか。

〔「一括でなく、個別に」と呼ぶ者あり〕

御意見をいただきましたので、採決は個別採決により行います。

まず、議案第1号について、原案のとおり可

決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○山内委員長 挙手全員。よって、議案第1号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第5号について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○山内委員長 挙手多数。よって、議案第5号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○山内委員長 挙手全員。よって、議案第6号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○山内委員長 挙手多数。よって、議案第9号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○山内委員長 挙手全員。よって、議案第18号については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、委員長報告骨子案についてであります。

委員長報告の項目及び内容について、御要望等はありませんか。

暫時休憩します。

午後1時2分休憩

---

午後1時2分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、委員長報告につきましては、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

次に、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

教育及び警察行政の推進並びに公営企業の経営に関する調査については継続審査といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 御異議ありませんので、この旨、議長に申し出ることといたします。

次に、11月8日水曜日から10日金曜日に実施予定の県外調査につきまして、現時点で何か御意見・御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

暫時休憩いたします。

午後1時3分休憩

---

午後1時7分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県外調査につきましては、7月19日の閉会中の委員会で改めて御意見をいただきます。

次に、7月19日水曜日に予定されております閉会中の委員会につきまして、御意見を伺いたいと思っております。

暫時休憩します。

午後1時7分休憩

---

午後1時8分再開

○山内委員長 委員会を再開いたします。

それでは、7月19日水曜日の閉会中の委員会につきましては、正副委員長に御一任いただくことで、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 それでは、そのようにいたします。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○山内委員長 何もないようですので、以上で委員会を閉会いたします。

委員の皆様、お疲れさまでした。

午後1時8分閉会

署 名

文教警察企業常任委員会委員長 山 内 佳菜子

